

やが市営住宅建替電気設備工事

図面目録

図面番号	図面名称	SCALE	図面番号	図面名称	SCALE
E-01	特記仕様書（電気設備）-1	——	E-12	機器参考姿図	——
E-02	特記仕様書（電気設備）-2	——	E-13	共用灯設備 1階平面図	S=1/100
E-03	特記仕様書（電気設備）-3	——	E-14	共用灯設備 2階平面図	S=1/100
E-04	案内図・配置図	S=1/200	E-15	電気設備 住戸平面詳細図	S=1/30
E-05	建物基本立断面図	S=1/100	E-16	テレビ共同受信・電話設備 系統図	——
E-06	引込柱装柱図・引込開閉器盤結線図	S=1/20	E-17	テレビ共同受信・電話設備 1階平面図	S=1/100
E-07	幹線設備 系統図・共用分電盤結線図	——	E-18	テレビ共同受信・電話設備 2・R階平面図	S=1/100
E-08	太陽光発電設備 特記仕様書・系統図	——	E-19	火災報知設備 系統図	——
E-09	幹線・太陽光発電設備 1階平面図	S=1/100	E-20	火災報知設備 1階平面図	S=1/100
E-10	幹線・太陽光発電設備 2階平面図	S=1/100	E-21	火災報知設備 2階平面図	S=1/100
E-11	太陽光発電・共用灯設備 R階平面図	S=1/100			

令和 7 年度

名護市役所 建設部 建築住宅課

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

1 工事概要 令和7年7月 改定版

- (1) 工事名 : やが市営住宅建替電気設備工事
 (2) 工事場所 : 沖縄県名護市宇屋我地内
 (3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
			消防法施行令別表第一
やが市営住宅 A棟	R C造2階	539.23	5項口
やが市営住宅 B棟	R C造2階	539.23	5項口
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外			
	共同住宅			屋外
電灯設備	○			
動力設備				
電熱設備				
雷保護設備				
受変電設備				
電力貯蔵設備				
発電設備	○			
構内情報通信網設備				
構内交換設備	○			
情報表示設備				
映像・音響設備				
拡声設備				
誘導支援設備				
テレビ共同受信設備	○			
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備				
火災報知設備	○			
中央監視制御設備				
構内配電線路				○
構内通信線路				○
テレビ電波障害防除設備				
発生材処理				
撤去工事				
軽微な機械設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和7年10月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和7年3月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

- ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）
 イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版）による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
 イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
 ウ 項目に記載の（ . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。
 当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>

(4) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
 イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
 ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
 エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
 なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工費用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
 イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

- ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。
 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。
 イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>
 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>
 【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	電気設備特記仕様書(1)
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮 尺	No SCALE
摘 要		図面番号	E-01
		名 称	有限会社ナカソ本設計
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大臣) 第266099号
		所在地	沖縄県名護市宇屋三丁目4番7-1号 TEL. 0980-92-2797

項目	特記事項	項目	特記事項	特記事項												
○ 17 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <p>※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 ※</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に入金を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>	23 情報共有システムの使用	<p>工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいぐる材利用状況報告書 イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(5) 建築物等の利用に関する説明書について 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。</p> <p>(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>	○ 29 塗装工事 (2.7.1) ○ 30 機材 ○ 31 施工 ○ 32 耐震施工 33 磁気探査 ○ 34 その他	<p>めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」</p> <p>(2) 建物への配管の引込部の耐震処置及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領（案）令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。</p> <p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は受注者の負担とする。 ・電力引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ・位置ボックスは（・金属製 ○合成樹脂製 ・ ）とする。 ・フラッシュプレートは（・樹脂製 ・ステンレス製 ・黄銅WB製 ○新金製 ）とする。 ・長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ・一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。</p>											
18 ゆいぐる材について	<p>(1) ゆいぐる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。 イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>	○ 24 墜落制止用器具	<p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。</p>													
○ 19 機材の品質等 (1.4.2)	<p>※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 ※</p>	25 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	<p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領（案）」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。</p>													
20 化学物質の濃度測定 (1.5.7)	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	備考										26 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用について	<p>本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。</p>	
測定対象室	測定箇所数	備考														
21 技術検査 (1.6.2)	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()</p>	○ 27 仮設工事 (2.1.1)	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量									
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量													
○ 22 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。</p>	28 土工事 (2.2.1)	<p>建設発生土の処分は次による。 ※構内敷きならし ・構内たい積 ・構外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ Km ） 搬出先基準（条件）（ ）</p>													

別表ー1（関連工事との取り合い）

工事内容	別出工事		
	電気	機械	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	※
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	※
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※	・
貫通スリーブ（はり、床、壁）	架台、アンカーボルト	※	・
	スリーブ	※	・
	補強鉄筋	・	※
箱入れ（はり、床、壁）	スリーブの穴埋め	※	・
	箱入れ	※	・
	補強鉄筋	・	※
天井、壁の切り込み	型枠の穴埋め	※	・
	墨出し	※	・
	下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）	・	※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※
インサート	インサート	※	・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	※
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※	・
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	※	・
	上記の配線	・	※
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※
	上記の配線	・	※
自動制御	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	※
	上記の配管、配線	※	・
	電気配管	・	・
	電気配線	・	・
浄化槽	電源供給	※	・
	操作盤までの1次側電気工事	・	・
建具類駆動装置	操作盤以降の2次側電気工事	※	※
	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・	※
自動閉鎖装置	上記の配管	※	・
	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強	・	※
	上記の配管、配線	※	・

※配線は接続を含むものとする。

工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	電気設備特記仕様書(3)
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮 尺	No SCALE
摘 要	管理建築士	図面番号	E-03
		名 称	有限会社ナカソ本設計
検 印	設 計	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
	製 図	登録番号	1級建築士登録 (大臣) 第266099号
	図 録	所在地	沖縄県名護市宇屋三丁目4番7-1号 TEL: 0980-92-2777

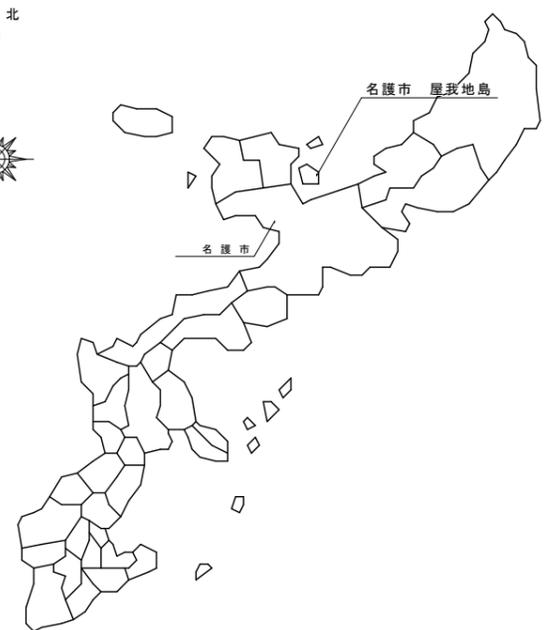
真北



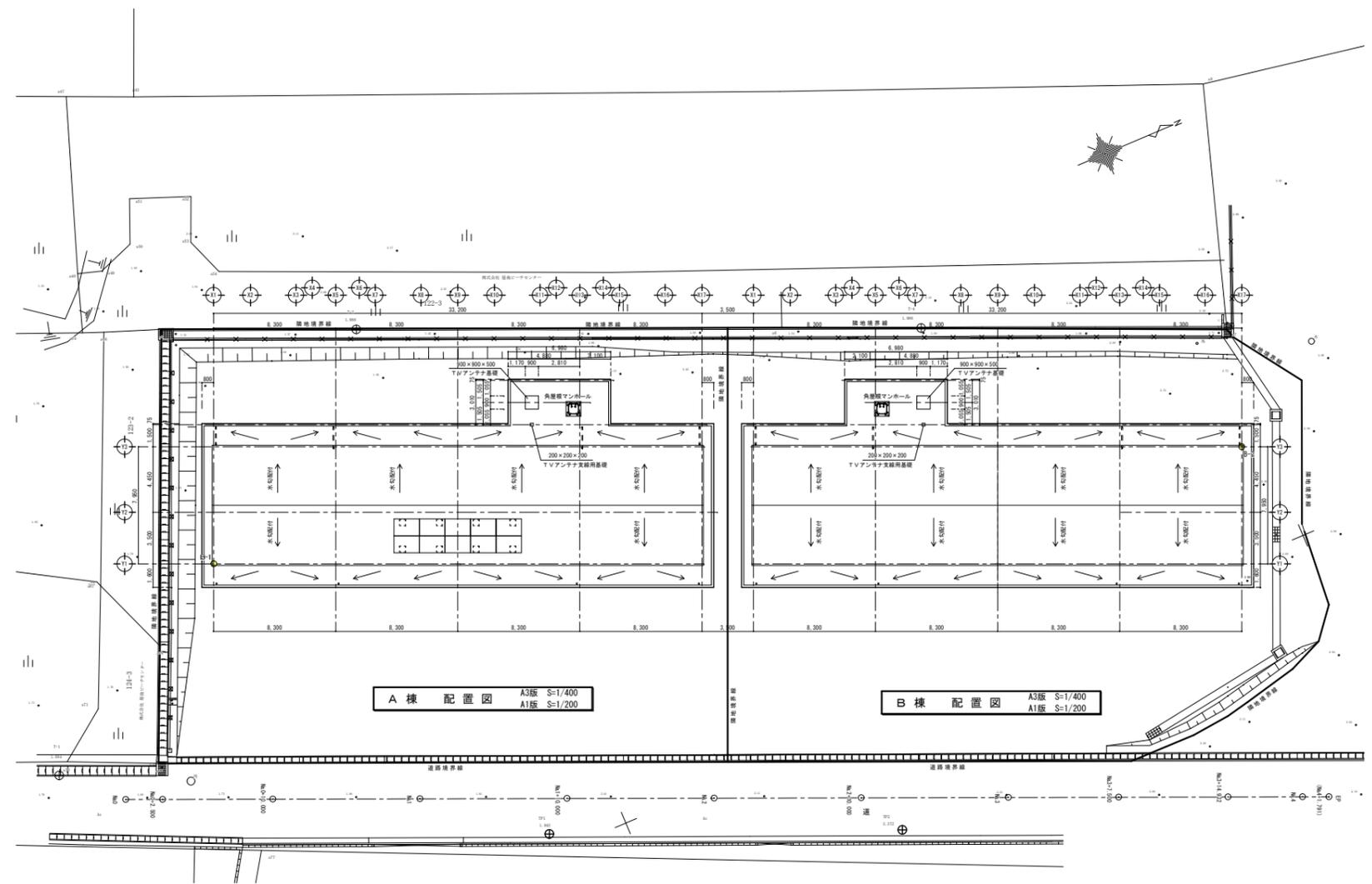
申請場所：名護市字屋我123番地

案内図(2) NO SCALE

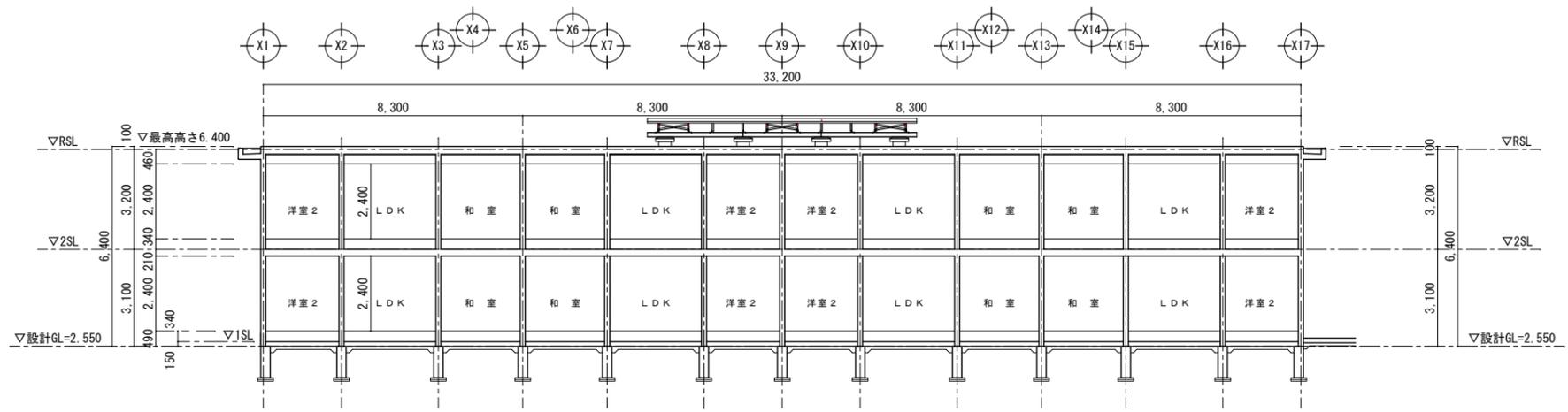
真北



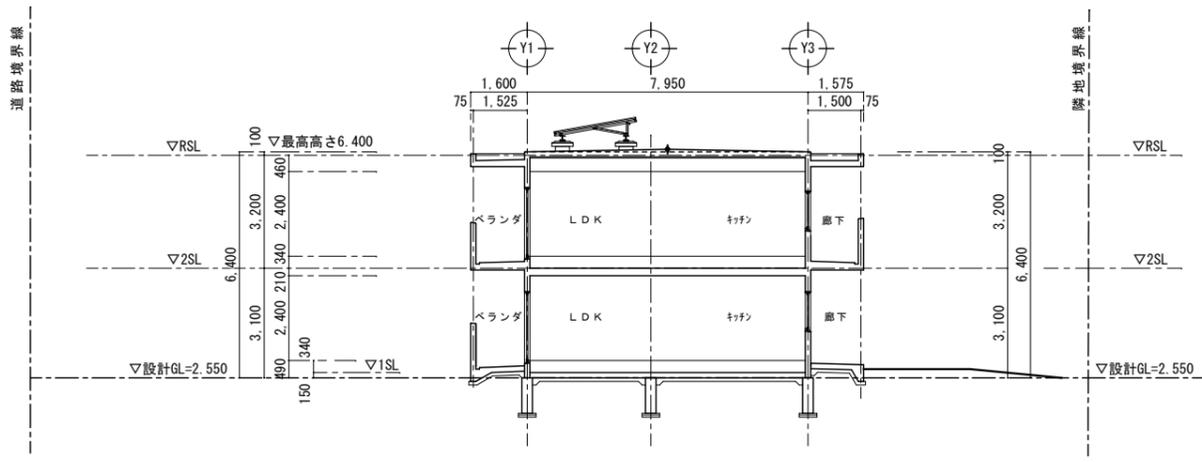
案内図(1) NO SCALE



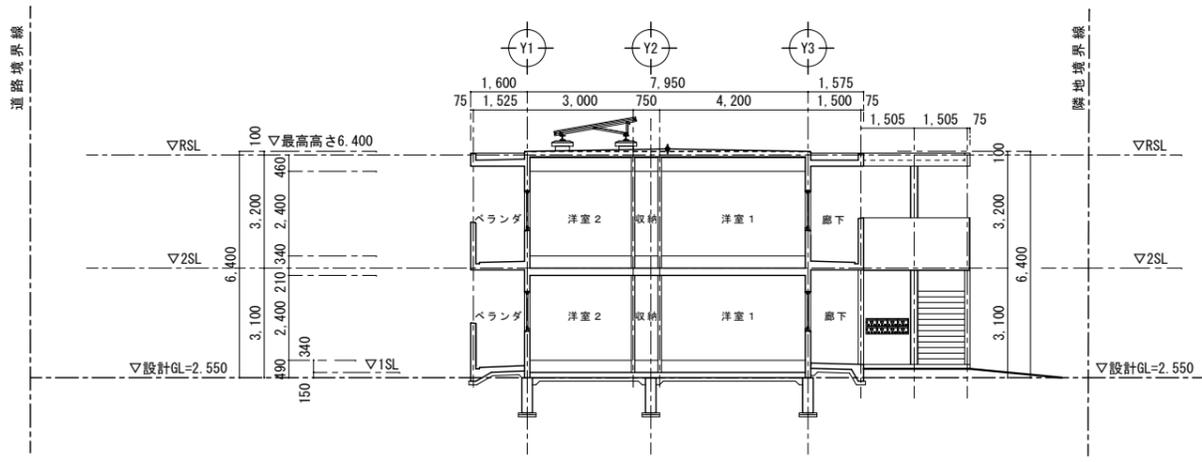
工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市字屋我地内	図面名称	案内図・配置図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:200 A3版 S=1:400
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	E-04
検印	資格者氏名	名称	有限会社ナカネ設計
	登録番号	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
	所在地	1級建築士登録 (大抵)第266099号	登録番号



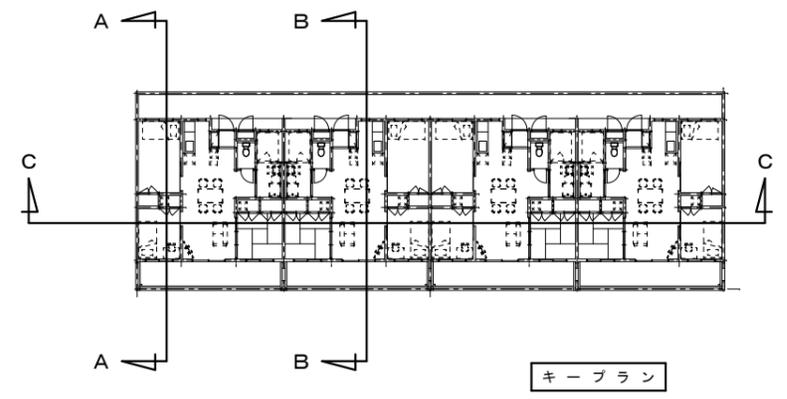
C ~ C 断面図 A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



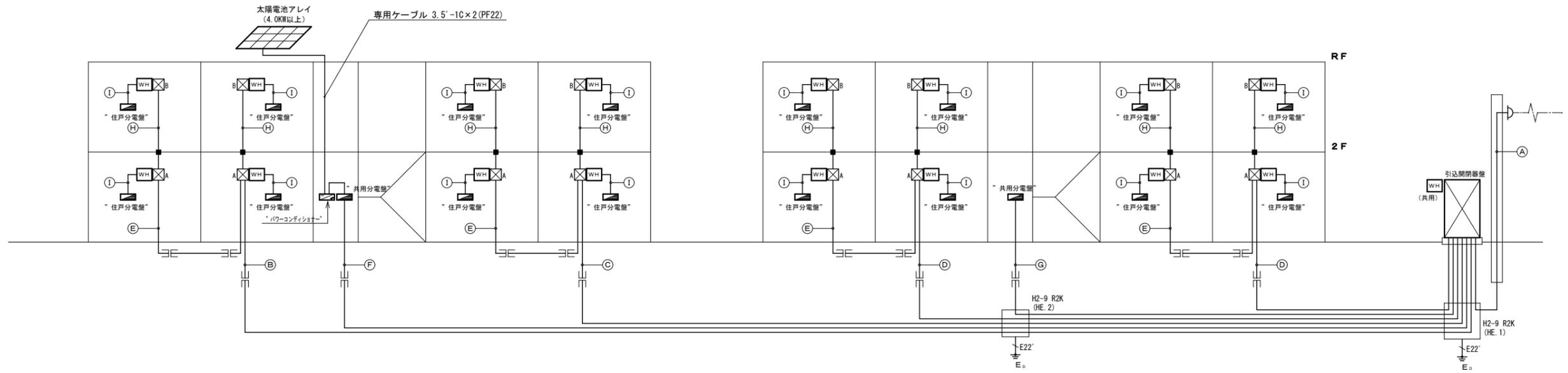
B ~ B 断面図 A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



A ~ A 断面図 A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	建物基本断面図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
概要		図面番号	E-05
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	有限会社ナカネ設計	
	登録番号	1級建築士登録 (大分)第2巻第099号	
	所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 TEL 0986-52-2797	



記号	名称	備考	記号	名称	備考
WH	1φ3W 電力計 (電力会社)	取付板、架台取付	A	EM-CET150' (FEP80)	露出部 (HIVE82)
☑	電灯分電盤	負荷表参照	B	EM-CET100' E8' (FEP65)	露出部 (HIVE70)
☑A	プルボックス 300×300×200	PVC (樹脂製)	C	EM-CET60' E8' (FEP65)	露出部 (HIVE54)
☑B	プルボックス 200×200×100	PVC (樹脂製)	D	EM-CET38' E8' (FEP50)	露出部 (HIVE54)
⬇	防火区画貫通処理材 (床用)	国土交通省大臣認定品	E	EM-CET22' E5.5' (FEP40)	露出部 (HIVE42)
⚡	連結式接地棒 14φ×1500L	D種接地	F	EM-CE14'-3C E2.0 (FEP30)	立上り (HIVE28)
≡	異種管接手 (FEP)		G	EM-CE5.5'-3C E2.0 (FEP30)	立上り (HIVE28)
			H	EM-1E22'×3 E2.0 (HIVE36)	
			I	EM-1E14'×3 E2.0 (PF28)	

幹線設備 系統図

NO	名称	容量 (VA)	接続相		ELB, MCB			結線図
			A相	B相	P	AF	AT	
	主幹漏電開閉器				ELB3P	50AF	40AT	
⑤	火災受信機	200	200		MCB2P	50AF	20AT	
①	屋外廊下灯	120		120	MCB2P	50AF	20AT	
②	屋外灯 (駐車場)	70	70		MCB2P	50AF	20AT	
③	倉庫内電源	113		113	MCB2P	50AF	20AT	
④	TV機器収納箱	100	100		MCB2P	50AF	20AT	
⑤	太陽光用機器	100		100	MCB2P	50AF	20AT	
PV	パワーコンディショナー				MCB3P	50AF	40AT	
	予備スペース				MCB2P	50AF		
	予備スペース				MCB2P	50AF		
	TOTAL	703	370	333				※ 中性線欠相保護付

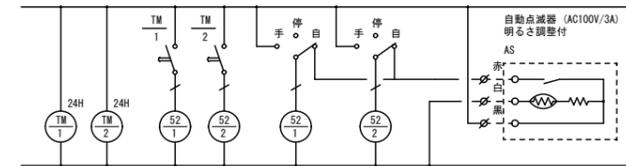
共用分電盤 L-A 特記事項

1. 屋内銅板製 指定色仕上とする。
2. 外灯用タイマーは、停電補償機能付とする。
3. 切替えスイッチは、盤内部、内扉部分に取付とする。
4. 盤内に電力検出ユニット (120"×270"×60") 取付スペースを見込むこと。
5. 盤表部分に表示装置埋込スペース (200"×130"×40") を見込むこと。
6. 盤内部に表示装置電源用露出コンセントの取付を行うこと。
7. 主幹器具一次側より火災受信機用電源取り出しを行い、ストッパー取付とする

NO	名称	容量 (VA)	接続相		ELB, MCB			結線図
			A相	B相	P	AF	AT	
	主幹漏電開閉器				ELB3P	50AF	30AT	
⑤	火災受信機	200	200		MCB2P	50AF	20AT	
①	屋外廊下灯	120		120	MCB2P	50AF	20AT	
②	屋外灯 (駐車場)	70	70		MCB2P	50AF	20AT	
③	倉庫内電源	113		113	MCB2P	50AF	20AT	
④	TV機器収納箱	100	100		MCB2P	50AF	20AT	
	予備スペース				MCB2P	50AF		
	予備スペース				MCB2P	50AF		
	TOTAL	603	370	233				※ 中性線欠相保護付

共用分電盤 L-B 特記事項

1. 屋内銅板製 指定色仕上とする。
2. 外灯用タイマーは、停電補償機能付とする。
3. 切替えスイッチは、盤内部、内扉部分に取付とする。
4. 主幹器具一次側より火災受信機用電源取り出しを行い、ストッパー取付とする



共用分電盤 屋外灯

1. 屋内銅板製 指定色仕上とする。
2. 外灯用タイマーは、停電補償機能付とする。
3. 切替えスイッチは、盤内部、内扉部分に取付とする。

工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	幹線設備 系統図・共用分電盤結線図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	No SCALE
概要		図面番号	E-07
設計者	管理建築士 設計 製図	名称	有限会社ナカネ設計
検印		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大建) 第216609号
		所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 1-10 TEL. 0980-52-2797

1. 一般事項
- 1.1 適用範囲
本仕様書は、太陽光発電電気設備工事における系統連系用太陽光発電システムについて適用する。
- 1.2 適用規格・法規等
本工事の設計・施工に当たっては、下記の法令・規格等に基づくものとする。
(1) 労働基準法 (8) 日本工業規格 (JIS)
(2) 労働安全衛生法 (9) 日本電線工業規格 (JCS)
(3) 電気事業法 (10) 日本電気工業規格 (JEM)
(4) 電気設備技術基準 (11) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
(5) 電気工事法 (12) 内線規定
(6) 消防関係法規 (13) 系統連系規定
(7) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン

- 1.3 保証条件
竣工後1年以内に設計もしくは製作不良、その他工事者の責任に帰すべき不都合が発生した場合は、速やかにこれを無償で修理、又は、良品と交換するものとする。

2. システム概要
- 2.1 設備の概要
名称 : 太陽光発電設備工事
連系する電力系統 : 低圧連系
発電設備の種類 : 太陽電池発電所
設備容量 : 太陽電池容量 4.0kW以上
パワーコンディショナ容量 4.0kW以上
システム容量 : 4.0kW以上
売電の有無 : 余剰売電 (逆潮流あり)

- 2.2 システム構成
本システムは、太陽電池モジュール、太陽電池架台、パワーコンディショナ (連系保護装置含む)、データ計測装置及び表示装置等より構成する。
1 太陽電池は太陽からの日射を受けると直流電力を発生。
2 パワーコンディショナは、この直流電力を並列する商用電源の電圧、周波数、位相と同期した交流電力に変換し、対象とする負荷へ電力を供給する。
3 余剰電力が生じた場合には、当該電力は電力会社側電力系統に供給する。
4 連系保護装置等により、パワーコンディショナ及び系統の異常時には連系を遮断する。
5 運転データ等は計測装置により収集する。

- 2.3 運転方式
パワーコンディショナは、下記の通り全自動運転を行うものとする。
1 太陽電池の出力を監視し、設定値に達するとパワーコンディショナを自動的に起動する。
2 太陽電池の出力を監視し、設定値以下になると自動的に運転を停止する。
3 太陽光発電システムによる負荷への電力供給は、原則として昼間のみを対象とする。昼間に日射不足により給電不能となる場合は自動的に運転を停止させる。
4 太陽電池出力監視による発電装置自動停止後の復帰は時限を採って行い、不要な高頻度のポンピングは避ける。
5 交流系統に事故が発生した場合やパワーコンディショナ故障時は速やかに商用系統との連系接続を解列し確実に停止する。
6 商用系統の事故の場合は、商用系統が復帰すれば確認時間後、自動的に再投入して運転を再開する。

- 2.4 系統連系保護機能
本システムにおける連系保護機能装置は、電気設備技術基準に沿って設置するものとする。
電気設備技術基準解釈による保護継電器の種類・設置相数・検出場所を表-1に示す。

表-1

保護継電器の種類	設置相数	検出場所
(1) 地絡過電圧継電器 (OVGR) ※	零相回路	屋外キュービクル
(2) 過電圧継電器 (OVR)	2相	インバータ出力点など 低圧回路の検出可能な 場所
(3) 不足電圧継電器 (UVR)	2相	
(4) 周波数上昇継電器 (OFR)	1相	
(5) 周波数低下継電器 (UFR)	1相	
(6) 単独運転検出機能 (受動・能動)	1相	

※高圧連系の場合に必要

- 2.5 納入機器範囲
納入機器は表-3に示す通りとする。

表-3

NO	機器名	仕様	数量	備考
1.	太陽電池モジュール		10枚	メーカー標準仕様
2.	太陽電池架台	横置	1式	
3.	パワーコンディショナ	屋内	1台	4.0kW以上
4.	太陽光モニタ	室内専用	1台	
5.	電力検出ユニット	屋内	1台	

3. 機器仕様 (参考 各メーカー仕様準ずる)
- 3.1 太陽電池モジュール
種類 : 単結晶太陽電池
容量 : 410W
外形寸法 : 図面参照
出力特性 : 表-4参照

表-4 特性表

太陽電池モジュール電気出力特性表 (参考値)

項目	単位	特性値
最大出力	Pm W	410.0
最大出力動作電圧	Vpm V	31.09
最大出力動作電流	Ipm A	12.20
開放電圧	Voc V	37.33
短絡電流	Isc A	14.06

条件 : AM1.5 全天日射標準太陽光、
放射強度 1000W/m² モジュール温度 25℃

- 3.2 太陽電池架台
構造 : 陸屋根、傾斜屋根、他設置場所に適合する構造とする
外形寸法 : 別途図面を参照
材質 : 一般構造用鋼 溶融亜鉛メッキ処理同等品とする。
(高耐食性メッキ鋼板も含む)
強度 : 関係法規に基づき必要な強度を有するものとする。

- 3.3 パワーコンディショナ
種類 : 系統連系パワーコンディショナ (屋内/屋側設置)
定格出力 : 4.0kW以上
運転入力電圧範囲 : DC40~450V
出力電圧 : 単相2線 AC202V 50/60Hz (単相3線式へ連系)
電力変換効率 : 96.0% (力率0.95時)
指定力率 : 0.80~1.00、0.1刻みで可変 (出荷時0.95)
高調波電流含有率 : 総合5%以下 各次3%以下 (定格出力時)
制御方式 : 太陽電池最大電力追尾制御
運転/停止 : 「2.3 運転方式」による。
保護機能 : 「2.4 系統連系保護機能」による。
接続箱機能 : 回路数…入力4回路
自立運転機能 : 有り : 単相2線式 101V 1.5kVA
外形寸法 : 別途図面参照
周囲条件 : 周囲温度 -20℃~50℃
直射日光の当たらない場所
強度 : 取り付けは機器メーカーの指定する方法で確実にすること。

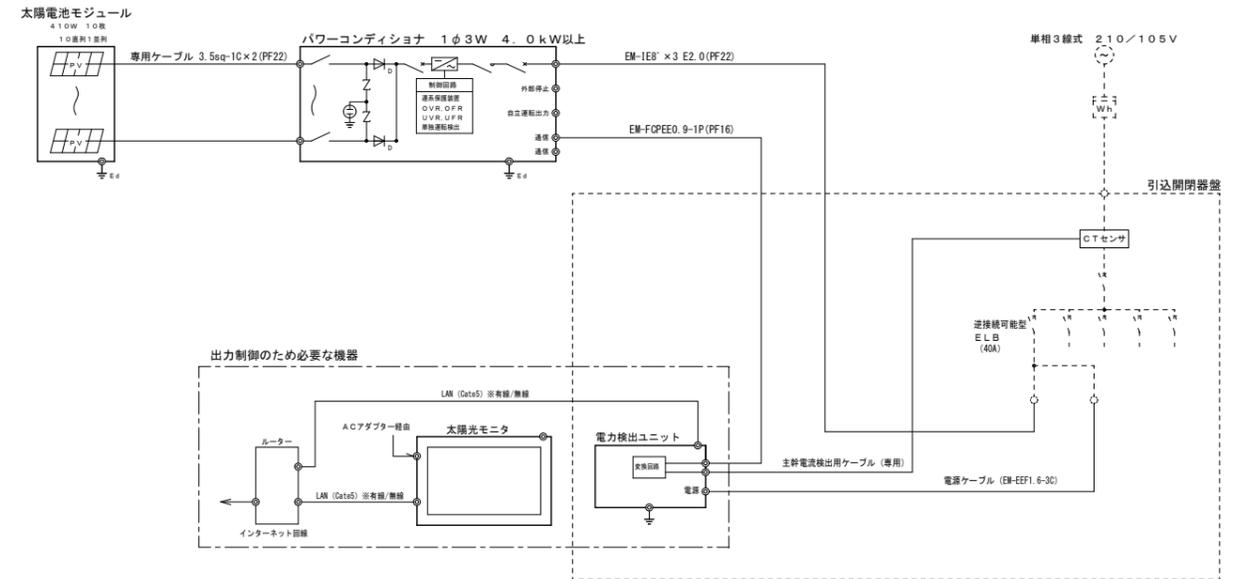
- 3.4 太陽光モニタ
種類 : TFTモニタ
画面サイズ : 7型
使用 : 屋内専用
電源 : AC100V
- 3.5 電力検出ユニット
仕様 : 屋内型
収納機器 : CTセンサ

4. 工事範囲
- 4.1 機器据付工事
(1) 太陽電池組立取付工事
(2) 納入機器取付工事
- 4.2 電気工事他
(1) 受電盤までの配管配線工事 (連系点からキュービクル間) 別途工事
(2) 計測信号配線工事 (別途工事)
(3) 基礎工事 (別途工事)

5. 試運転・完成検査
- 5.1 モジュール出力検査
(1) 各モジュールの試験成績表の出力値がJISに適合していること。
(2) 出力の合計値が3.1に示す容量の合計値以上であること。
- 5.2 下表の項目については試運転・検査・測定を行うこと。

項目	太陽電池	接続箱	パワーコンディショナ	配線ケーブル	計測システム
外観検査	○	○	○	○	○
絶縁抵抗測定	○注1	○注1	○注1	○	○
絶縁耐圧	○注1	○注1	○注1	○	○
保護装置特性			○注1		
システム動作			○		○
出力測定	○注1		○注1		

注1) 現地検査又は工場検査のいずれかで可。



太陽電池モジュール (参考図) パワーコンディショナ<単相4.0kW以上 屋内屋側用> (参考図)

A棟屋上に設置

仕様 : 単結晶シリコン太陽電池
最大出力 : 410W
質量 : 21.5kg

A棟1階倉庫内に設置

質量 : 20kg (壁取付板含む23kg)
塗装色 : ME-K04(緑/緑A)、NW-K19(緑黒、取付板) 9.4YS.6/0.5
材質 : 鋼板
取り付けは機器メーカーの指定する方法で確実にすること

表示装置<太陽光モニタ7型> (参考図)

共用分電盤「L-A」扉に取付

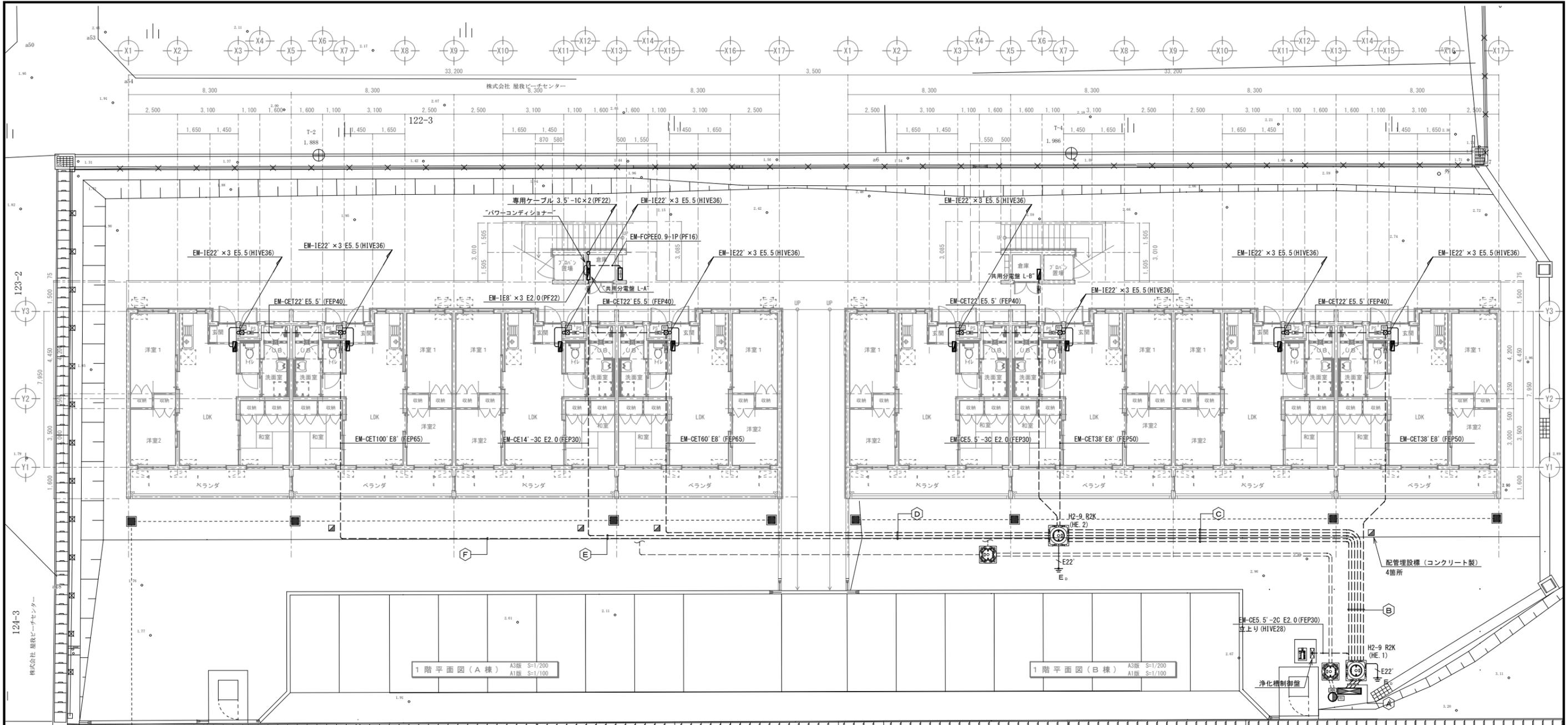
質量 : 約500g

太陽光モニタ用電力検出ユニット (参考図)

引込開閉器盤内に取付

質量 : 約700g

工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	太陽光発電設備 特記仕様書・系統図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	No SCALE
概要		図面番号	E-08
検印	管理建築士	設計	製図
名称	有限会社ナカソネ設計		
資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹		
登録番号	1級建築士登録 (大抵) 第2号第099号		
所在地	沖縄県名護市宇屋我地内1-4番7-10 TEL.0980-52-3797		

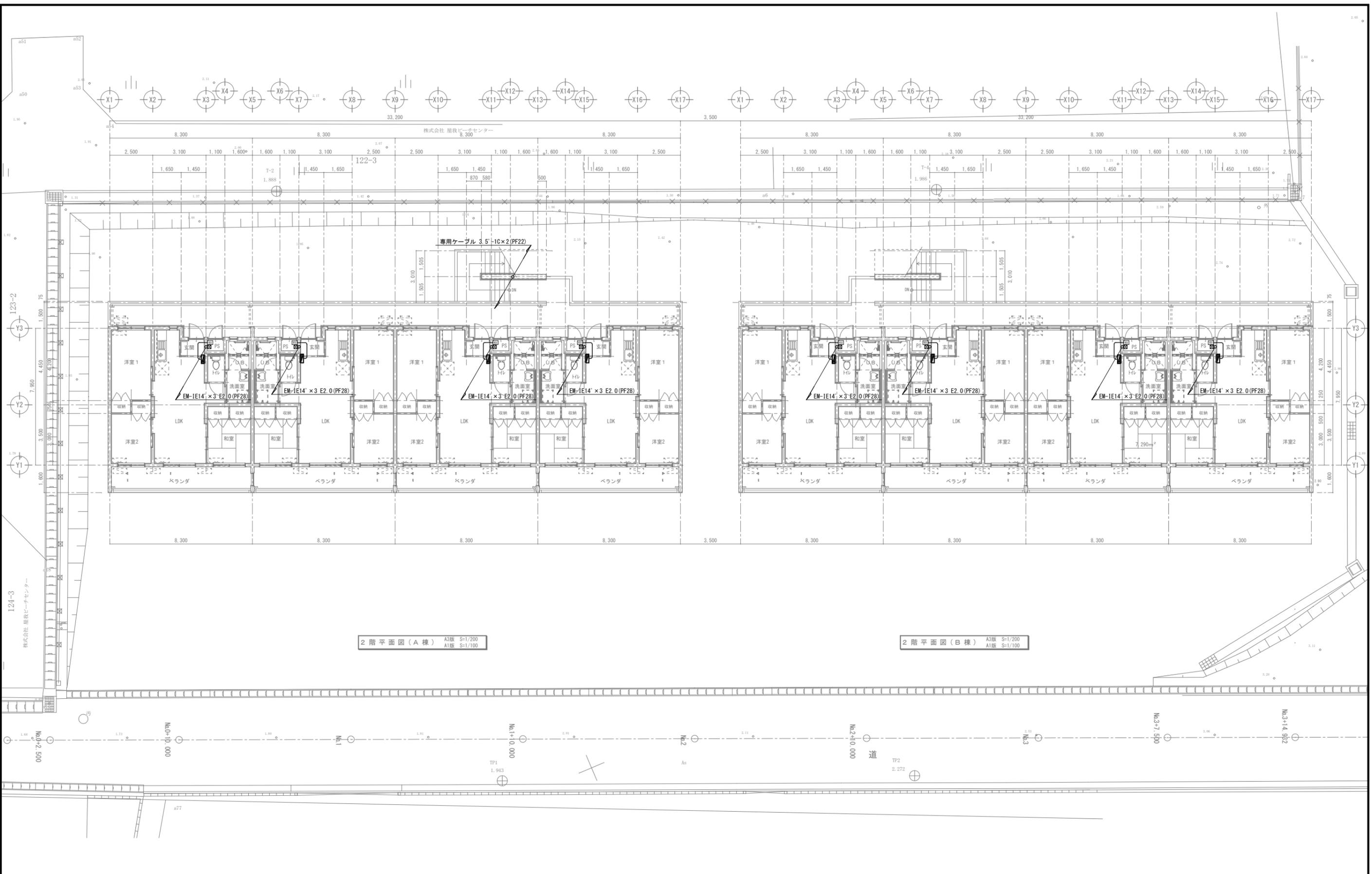


1階平面図 (A棟) A3版 S=1/200 A1版 S=1/100

1階平面図 (B棟) A3版 S=1/200 A1版 S=1/100

記号	配線種別	配管種別	備考	記号	配線種別	配管種別	備考
A	EM-CET150°	(FEP80) x1	引込線 1次側(引込~HH)	C	EM-CET100°	(FEP65) x1	A棟幹線1
	EM-CET150° E2 2°	(FEP80) x1	引込線 2次側(HH~壁)		EM-CET60°	(FEP65) x1	A棟幹線2
	EM-CET100°	(FEP65) x1	A棟幹線1		EM-CET38°	(FEP50) x1	B棟幹線1
	EM-CET60°	(FEP65) x1	A棟幹線2		EM-CE14°-3C	(FEP30) x1	A棟共用電灯
	EM-CET38°	(FEP50) x2	B棟幹線1・2		EM-CE5.5°-3C	(FEP30) x1	B棟共用電灯
	EM-CE14°-3C	(FEP30) x1	A棟共用電灯		EM-CET100° E8°	(FEP65) x1	A棟幹線1
B	EM-CE5.5°-3C	(FEP30) x1	B棟共用電灯	D	EM-CET60° E8°	(FEP65) x1	A棟幹線2
	EM-CET100°	(FEP65) x1	A棟幹線1		EM-CE14°-3C E2.0	(FEP30) x1	A棟共用電灯
	EM-CET60°	(FEP65) x1	A棟幹線2		EM-CET100° E8°	(FEP65) x1	A棟幹線1
	EM-CET38°	(FEP50) x1	B棟幹線1		EM-CE14°-3C E2.0	(FEP30) x1	A棟共用電灯
	EM-CET38° E8°	(FEP50) x1	B棟幹線2		EM-CET100° E8°	(FEP65) x1	A棟幹線1
	EM-CE14°-3C	(FEP30) x1	A棟共用電灯				
	EM-CE5.5°-3C	(FEP30) x1	B棟共用電灯				

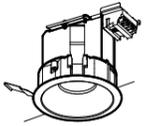
工事名称	やが市営住宅建築電気設備工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	幹線・太陽光発電設備 1階平面図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
概要		図面番号	E-09
設計者	管理建築士 設計 製図	名称	有限会社ナカネ設計
製図者		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
検査者		登録番号	1級建築士登録 (大抵) 第26609号
		所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 1-10 TEL 0986-52-3797

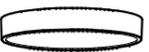
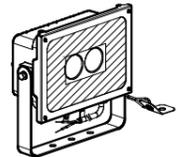
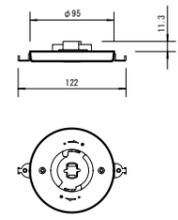
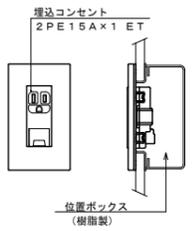


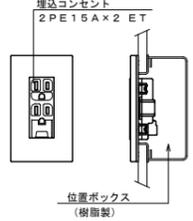
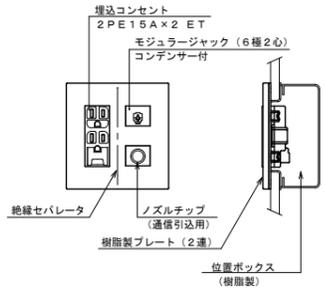
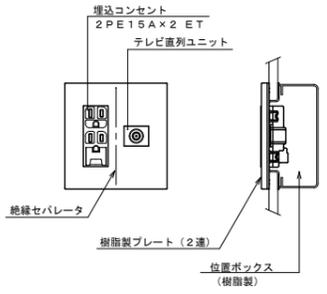
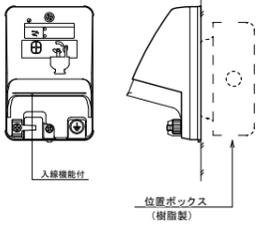
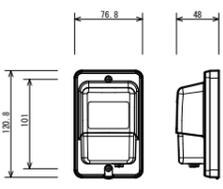
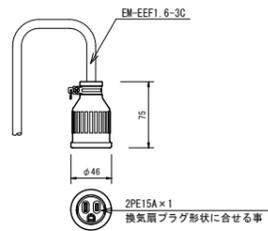
2階平面図(A棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100

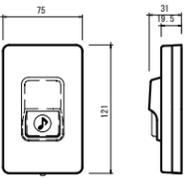
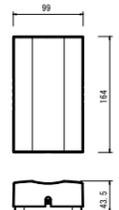
2階平面図(B棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100

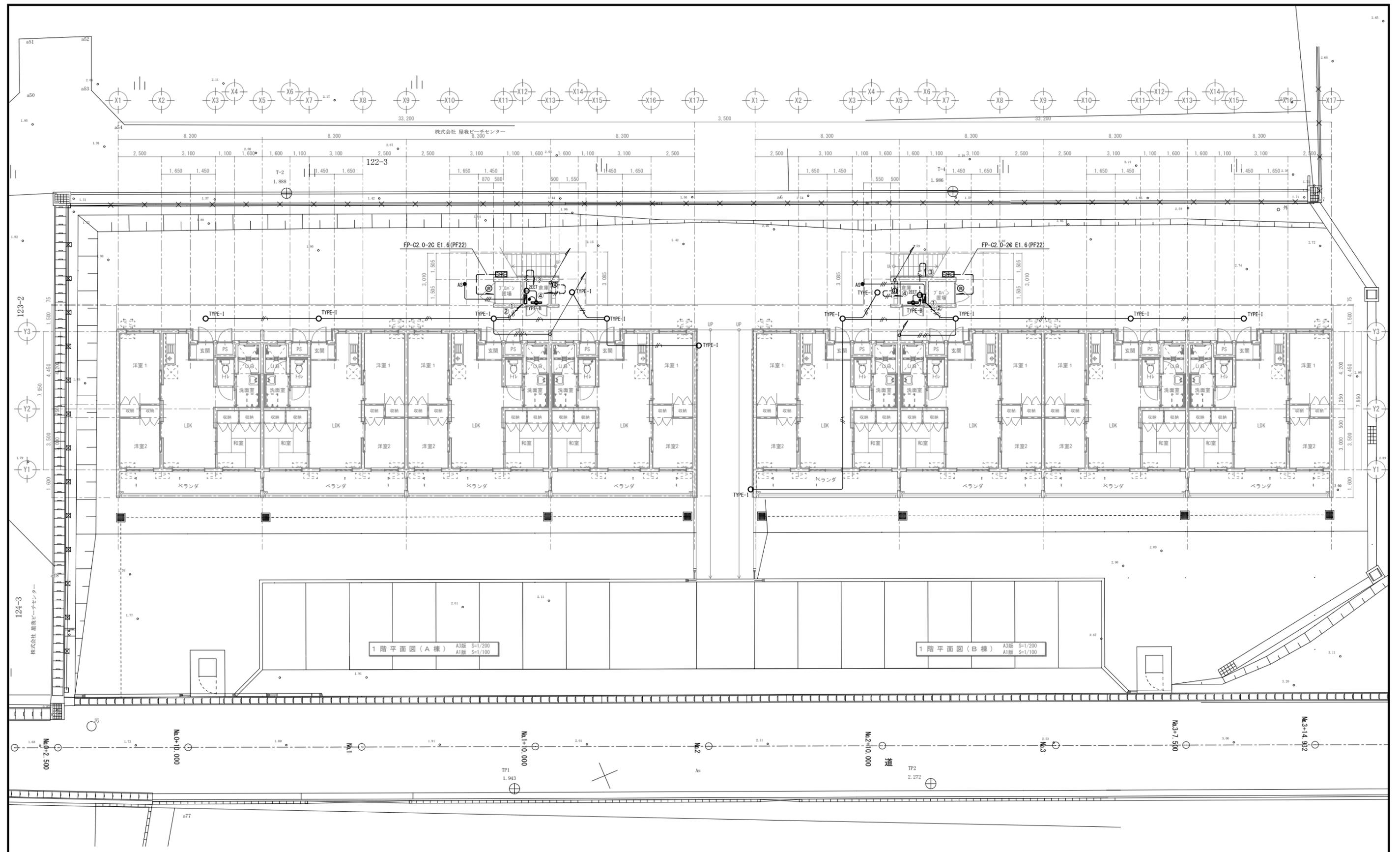
工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	幹線・太陽光発電設備 2階平面図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	E-10
検印	名称	有限会社ナカソ設計	所在地 〒996-82-3797
	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
	登録番号	1級建築士登録 (大分) 第2号 0999号	

<p>A LED直付型 器具光束2,500Lm,消費電力16.9W,電圧100V</p> <p>台所 昼白色(5000K)、Ra85</p>  <p>参考品番:三菱 MY-L425330/N AHTN相当品 LSS1-4-23</p>	<p>B LED直付型 器具光束1,600Lm,消費電力11.4W,電圧100V</p> <p>洗面室 昼白色(5000K)、Ra85</p>  <p>参考品番:三菱 MY-LF25230/N AHTN相当品 LSS1-2-15</p>	<p>C LEDダウンライト 器具光束550Lm,消費電力4.4W,電圧100V</p> <p>便所 昼白色(5000K)、Ra83</p>  <p>参考品番:三菱 EL-D22/1(062NM) AHN相当品 LRS1-05</p>	<p>D LEDシーリングライト(段調光・常夜灯付) 器具光束3,440Lm,消費電力29.4W,電圧100V</p> <p>洋室(2)・和室 (2700~6500K)、Ra82</p>  <p>参考品番:三菱 EL-CP3417M 1HZ相当品 注)形状は、一例を示す</p>	<p>E LEDシーリングライト(段調光・常夜灯付) 器具光束3,900Lm,消費電力33.3W,電圧100V</p> <p>洋室(1) (2700~6500K)、Ra82</p>  <p>参考品番:三菱 EL-CP3917M 1HZ相当品 注)形状は、一例を示す</p>	<p>F LEDシーリングライト(段調光・常夜灯付) 器具光束5,275Lm,消費電力45.1W,電圧100V</p> <p>LD (2700~6500K)、Ra82</p>  <p>参考品番:三菱 EL-CP5217M 1HZ相当品 注)形状は、一例を示す</p>
---	--	---	---	--	---

<p>G LEDダウンシーリング 器具光束1,430Lm,消費電力15W,電圧100V</p> <p>玄関 昼白色(5000K)、Ra94</p>  <p>参考品番:オージーライト OL251726R相当品 注)形状は、一例を示す</p>	<p>H LED棚下灯(スイッチ付) 器具光束500Lm,消費電力11.5W,電圧100V</p> <p>キッチン(棚下灯) 昼白色(5000K)、Ra83</p>  <p>参考品番:三菱 EL-LFV20051 1HN(13M)相当品 注)形状は、一例を示す</p>	<p>I LED防雨型シーリングライト 器具光束1,210Lm,消費電力12.7W,電圧100V</p> <p>外部廊下 昼白色(5200K)、Ra83</p>  <p>参考品番:三菱 EL-WC1000N/N AHN相当品 注)形状は、一例を示す</p>	<p>J LED防雨型投光器 器具光束4,400Lm,消費電力34.5W,電圧100V</p> <p>屋上 昼白色(5000K)、Ra75</p>  <p>参考品番:三菱 EL-S4000N/N AHN相当品 注)形状は、一例を示す</p>	<p>K 引掛埋込ローゼット(コンセント付) 6A 125V</p> <p>LDK、洋室、和室</p>  <p>注)形状は、一例を示す</p>	<p>L 埋込コンセント 2PE15A×1 ET付</p>  <p>位置ボックス(樹脂製)</p>
---	--	--	--	---	---

<p>M 埋込コンセント 2PE15A×2 ET付</p>  <p>位置ボックス(樹脂製)</p>	<p>N 複合型配線器具 コンセント+TEL</p> <p>玄関(靴箱上部)</p>  <p>埋込コンセント 2PE15A×2 ET モジュラージャック(6種2心) コンデンサー付 絶縁セパレータ ノズルチップ(通信引込用) 樹脂製プレート(2連) 位置ボックス(樹脂製)</p> <p>注)形状は、一例を示す</p>	<p>O 複合型配線器具 コンセント+TV</p> <p>ダイニング・洋室・和室</p>  <p>埋込コンセント 2PE15A×2 ET テレビ直列ユニット 絶縁セパレータ 樹脂製プレート(2連) 位置ボックス(樹脂製)</p> <p>注)形状は、一例を示す</p>	<p>P 入線機能付防水コンセント 2PE15A×1 LK ET付</p> <p>湯沸器電源・リモコン用</p>  <p>入線機能付 位置ボックス(樹脂製)</p> <p>注)形状は、一例を示す</p>	<p>Q 自動点滅器 AC100V 3A 点灯照度調整形</p>  <p>注)形状は、一例を示す</p>	<p>R コンセントコネクタ 2PE15A×1</p>  <p>EM-EF1.6-3C 2PE15A×1 換気扇プラグ形状に合わせる事</p> <p>注)形状は、一例を示す</p>
---	---	---	---	--	--

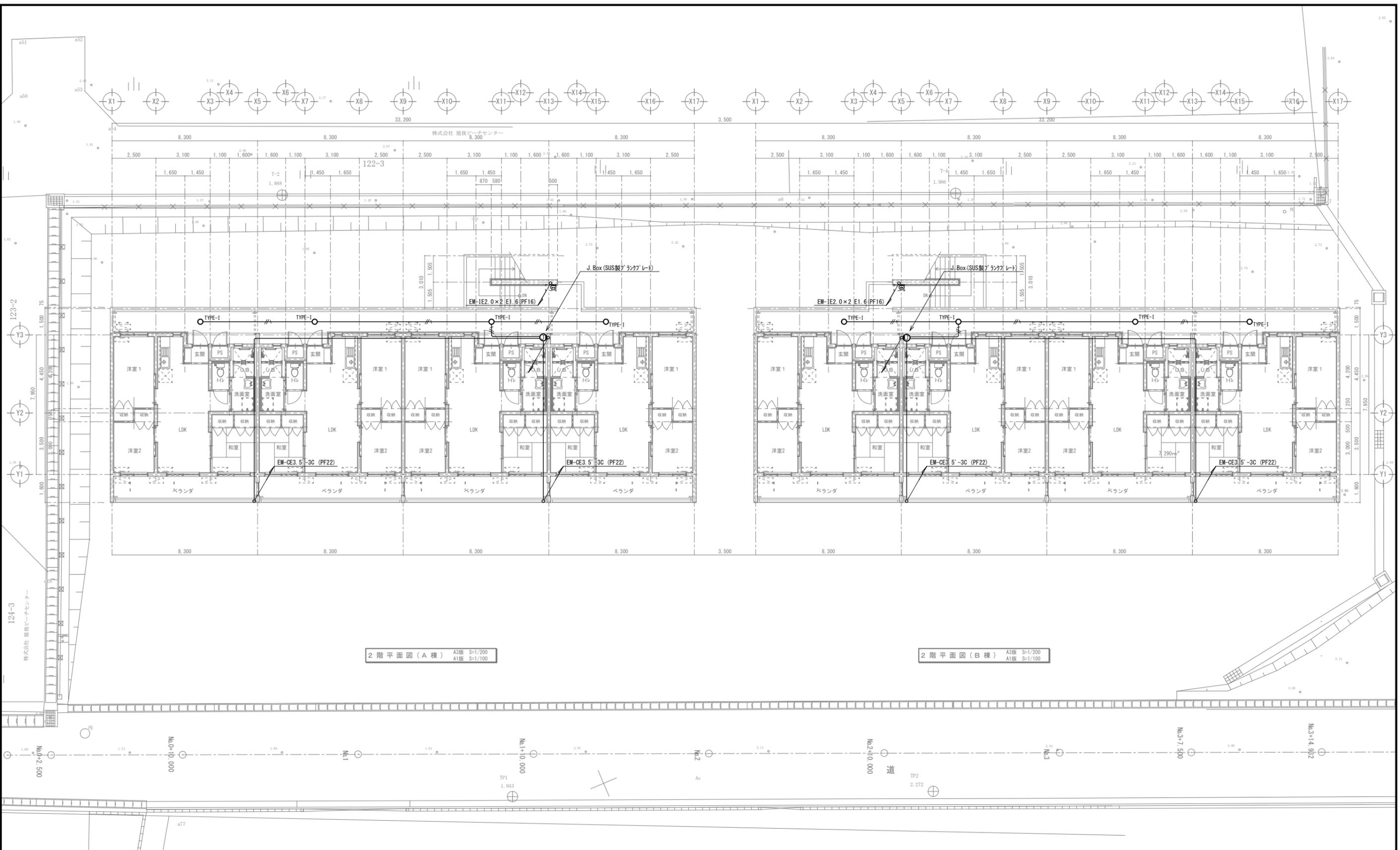
<p>S チャイム用押しボタン AC100 防雨型</p>  <p>定格容量 1A 300V AC 3A 30V 接点構成 片切(常閉型) 質量 125g 使用周囲温度 -10℃~+50℃</p> <p>注)形状は、一例を示す</p>	<p>T 玄関チャイム 音量調節機能付</p>  <p>定格 AC100V 5.5W 50/60Hz 動作電圧 AC90~110V 動作電流 80mA以下(定格電圧にて測定) 寸法 110φ以上(定格電圧印加 前方1mにて) 使用周囲温度 0℃~+40℃ 質量 300g</p> <p>注)形状は、一例を示す</p>			<p>照明器具の消費電力は、「JIS C 8105-3」の試験方法による。 照明器具の消費電力は、一般社団法人日本照明器具工業会のガイド114による。 照明器具機種変更(消費電力)の場合は、省エネ計算を行い、省エネ適判を受けるものとする。 電灯回路電圧は、100Vとする。</p> <table border="1" data-bbox="2329 1848 2864 2026"> <tr> <td>工事名称</td> <td>やが市営住宅建替電気設備工事</td> <td>工事年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>沖縄県名護市宇屋我地内</td> <td>図面名称</td> <td>機器参考図</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>名護市役所 建設部 建築住宅課</td> <td>縮尺</td> <td>Non Scale</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td>E-12</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">有限会社ナカソ設計</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td colspan="2">管理建築士 仲宗根 徹</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td colspan="2">1級建築士登録 (大分) 第2号 099号</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">沖縄県名護市宇屋我地内 1-10 TEL. 0980-52-2797</td> </tr> </table>	工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度	工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	機器参考図	発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	Non Scale	概要		図面番号	E-12	検印	管理建築士	設計	製図	名称	有限会社ナカソ設計		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹		登録番号	1級建築士登録 (大分) 第2号 099号		所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 1-10 TEL. 0980-52-2797		
工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度																																		
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	機器参考図																																		
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	Non Scale																																		
概要		図面番号	E-12																																		
検印	管理建築士	設計	製図																																		
	名称	有限会社ナカソ設計																																			
	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹																																			
	登録番号	1級建築士登録 (大分) 第2号 099号																																			
所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 1-10 TEL. 0980-52-2797																																				



記号	名称	備考	記号	名称	備考
■	電灯分電盤	負荷表参照	EM-1E2.0x2	(PF16)	
□	T.V機器収納箱	機器電源用コンセント	EM-1E2.0x2E1.6	(PF16)	
○	照明器具(壁付)	参照参照	EM-1E2.0x4E1.6	(PF22)	
○	照明器具(天井直付)	参照参照			
○	照明器具(壁付)	参照参照			
△	照明器具(投光器)	参照参照			
⊙	ジャンクションボックス	blankプレート取付			

注記)
 ・コンクリート躯体部分で配管が、集中する箇所(各種壁付近)は、溶接金網(φ6.0×100×100)の設置を行い、補強を行うこと
 ・補強箇所及び補強範囲は、建築構造担当者と協議の上、決定すること

工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和5年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	共用灯設備 1階平面図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	E-13
検印	管理建築士 設計 製図	名称	有限会社ナカネ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		1級建築士登録	1級建築士登録
		(大抵)第2号第099号	(大抵)第2号第099号
		登録番号	沖縄県名護市宇屋我地内
		所在地	〒996-8523

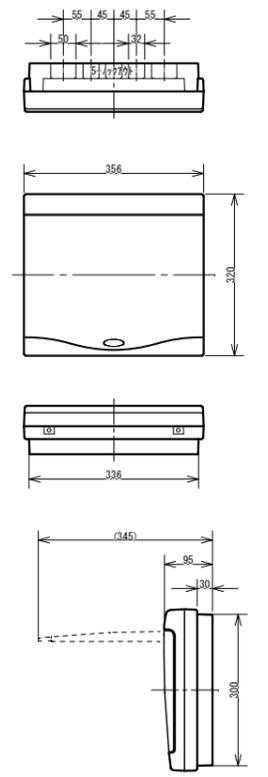
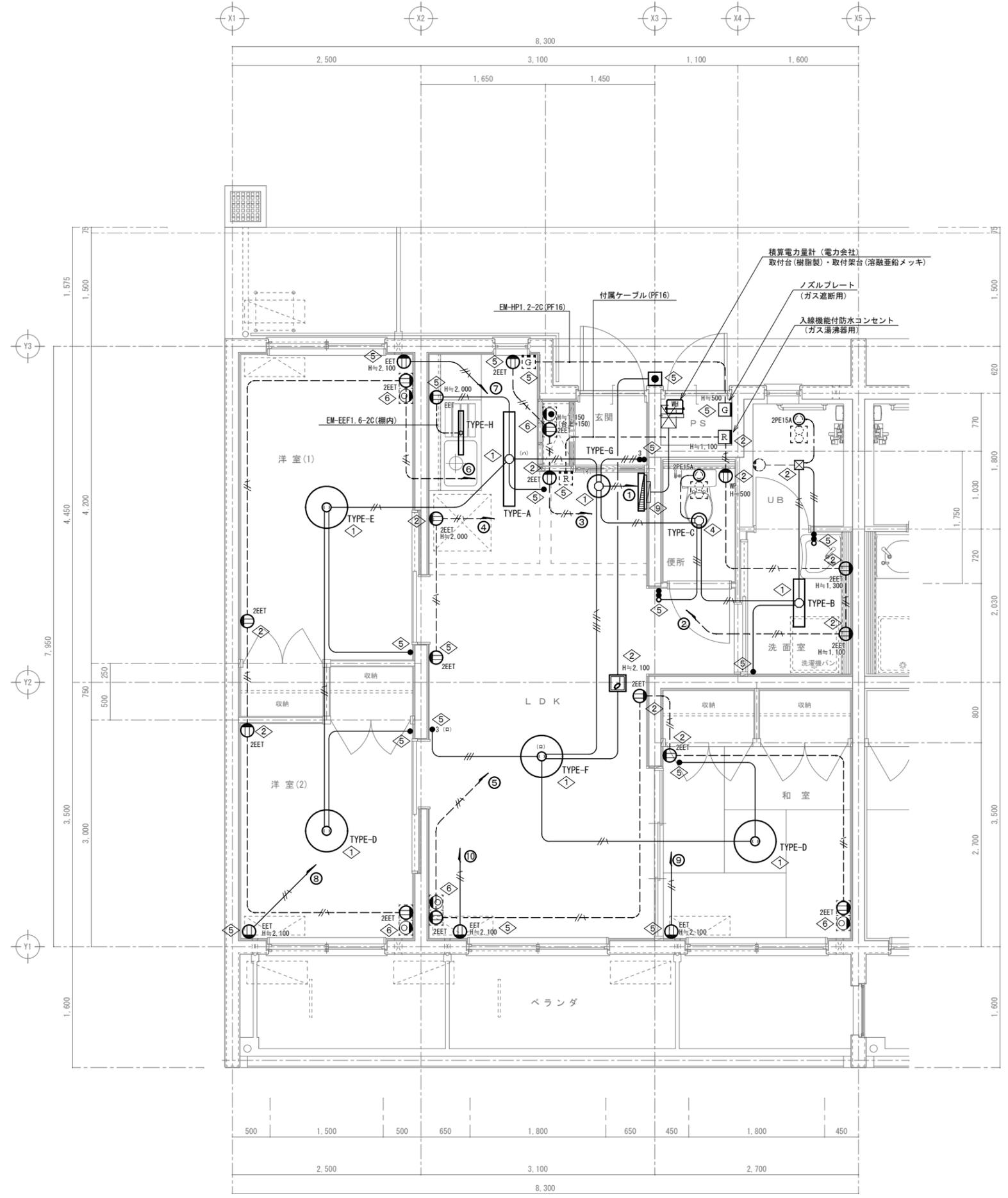


2階平面図(A棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100

2階平面図(B棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100

注記)
 ・コンクリート躯体部分で配管が、集中する箇所(各種壁付近)は、溶接金網(φ6.0×100×100)の設置を行い、補強を行うこと
 ・補強箇所及び補強範囲は、建築構造担当者と協議の上、決定すること

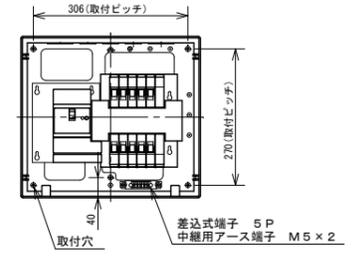
工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	共用灯設備 2階平面図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
概要		図面番号	E-14
検印	管理建築士	設計	製図
		資格者氏名	有限会社ナカネ設計 管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大抵)第266099号 沖縄県名護市宇屋我地内 TEL. 0980-52-3797
		所在地	



NO	名称	容量 (VA)	接続相		ELB, MCB			結線図
			A相	B相	P	AF	AT	
	主幹漏電開閉器				ELB3P	50AF	40AT	
①	電灯・換気扇	541	541		MCB2P	30AF	20AT	1E
②	水廻コンセント	400		400				1E
③	台所・玄関コンセント	300	300					1E
④	台所コンセント	400		200				1E
⑤	LD・和室コンセント	500	400					1E
⑥	洋室1・2コンセント	800		400				1E
⑦	洋室1クーラー	800	800					1E
⑧	洋室2クーラー	800		800				1E
⑨	和室クーラー	800	800					2E
⑩	LDKクーラー	800		800	MCB2P	30AF	20AT	2E
	予備スペース							
	予備スペース							
	TOTAL	6,141	2,841	2,600				

主幹) ELB 3P 50AF/40AT F30mA (中性線欠相保護付)
 分岐) MCB 2P 30AF/20AT (1E) 100V X 8
 MCB 2P 30AF/20AT (2E) 100V X 2

住戸電灯分電盤 参考図
樹脂製半埋込型

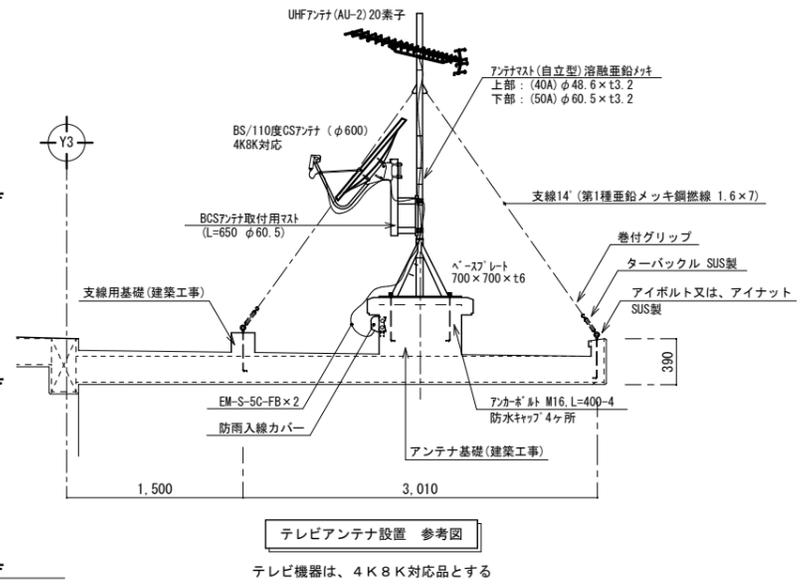
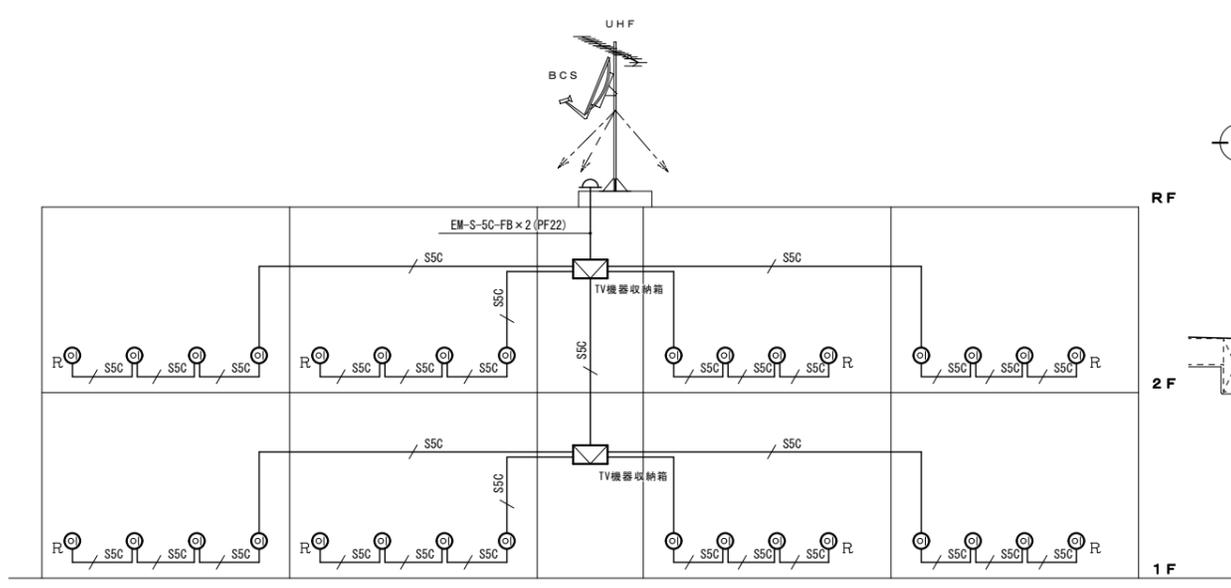


No	ボックス形式	ボックスサイズ	材質	適用
①	コンクリートボックス	八角大深 75	プラスチック製	天井灯
②	アウトレットボックス	四角中浅 44	プラスチック製	ブラケット 配線器具
③	アウトレットボックス	四角中深 54	プラスチック製	ブラケット 配線器具
④	アウトレットボックス	四角大深 54	プラスチック製	天井灯
⑤	スイッチボックス	1個付 (カバー付)	プラスチック製	配線器具
⑥	スイッチボックス	2個付 (カバー付)	プラスチック製	配線器具
⑦	スイッチボックス	3個付 (カバー付)	プラスチック製	配線器具
⑧	スイッチボックス	4個付 (カバー付)	プラスチック製	配線器具
⑨	スイッチボックス	5個付 (カバー付)	プラスチック製	配線器具
⑩	はボックスNo.			
⑪-1	Fケーブル引出用プレート		配線器具	
⑪-2	ノズルプレート		配線器具	
⑪-3	ブラックプレート		配線器具	

記号	配管配線サイズ	記号	配管配線サイズ
(電灯回路)		(コンセント回路)	
EM-IE2.0x2E1.6 (PF16)	EM-IE2.0x2 (PF16)	EM-IE2.0x2E1.6 (PF16)	EM-IE2.0x2E1.6 (PF16)
EM-IE1.6x2 (PF16)	EM-IE2.0x2E1.6 (PF16)	EM-IE1.6x2E1.6 (PF16)	EM-IE2.0x2E1.6 (PF16)
EM-IE1.6x2E1.6 (PF16)	EM-IE2.0x2E1.6 (PF16)	EM-IE1.6x3 (PF16)	EM-IE2.0x2E1.6 (PF16)
EM-IE1.6x4 (PF16)	EM-IE2.0x4E1.6 (PF22)	EM-IE1.6x4E1.6 (PF16)	
EM-IE1.6x5E1.6 (PF16)		EM-IE1.6x5E1.6 (PF16)	被覆鉄線 #1.2 (PF16)
EM-EEF1.6-3C (天井内)			

- 注記)
- 強電、弱電の混在するボックスは、絶縁セパレーター付とする。
 - 電灯回路に於いて、分電盤より第1ボックス迄は、2.0とし、コンセント回路に於いては、全て2.0とする。(接地線は1.6)
 - UB・UT用換気扇電源は、プラグソケット取付とする。
 - 器具取付位置高さ等は、参考とし、施工図等により事前に承諾を得る事。
 - 間仕切り壁取付の位置ボックスは、開口部補強を施す事。
 - ガス湯沸機のリモコンケーブルは、機械設備より支給品にて入線を施す事。
 - 最上階の天井スラブへの、打込み配管は、行わない物とする。
 - 幹線・共用灯配管配線は、平面図及び系統図参照とする。
 - テレビ・電話配管配線は、平面図及び系統図参照とする。

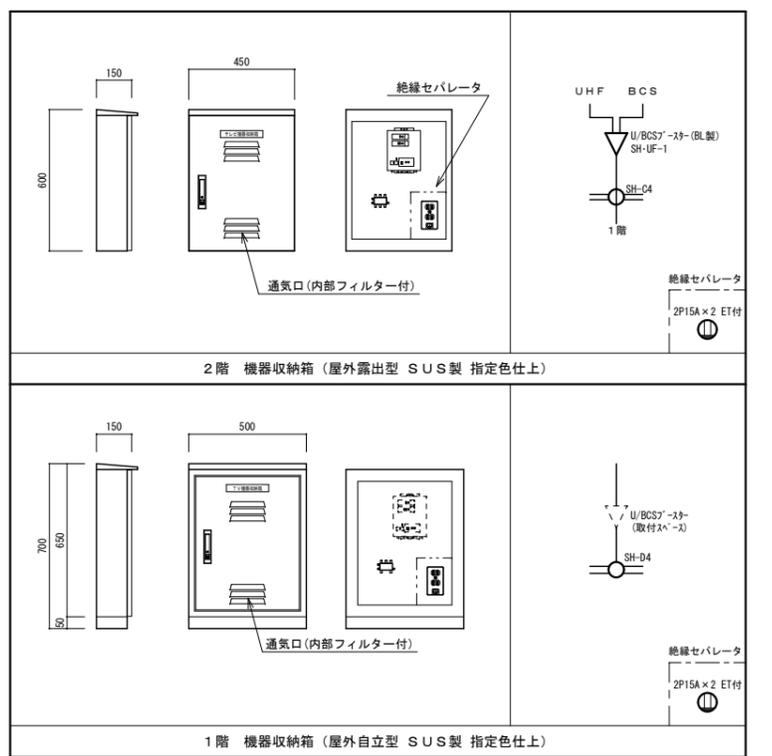
工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	電気設備 住戸平面詳細図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:30 A3版 S=1:60
概要		図面番号	E-15
検印	管理建築士 設計 製図	名称	有限会社ナカソ設計
		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大抵) 第24609号
		所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 1-10 TEL 0986-52-3797



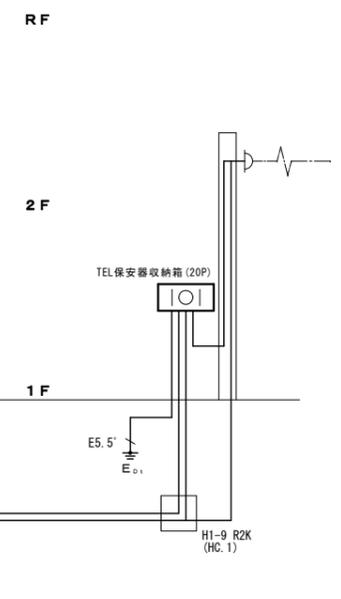
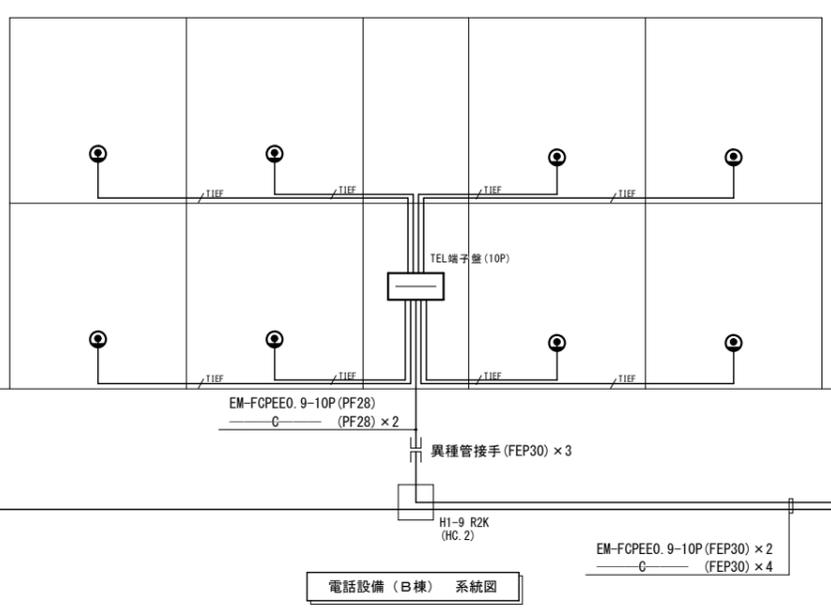
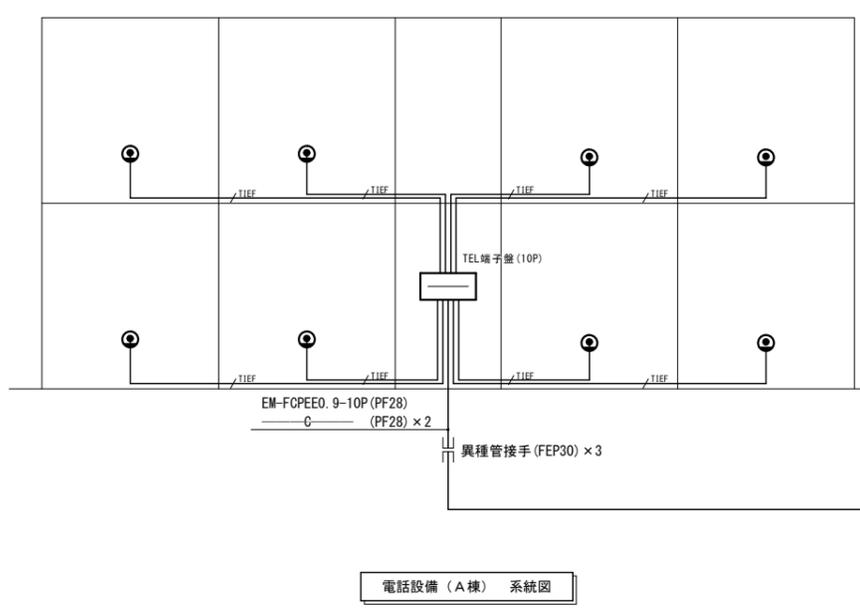
テレビ共同受信設備 (A棟・B棟) 系統図

- 注記)
 1. 機器は、4K・8K対応とする。
 2. 各住戸で、受信試験とレベル測定を行い増幅器の利得調整を行い報告書の提出を行う事。

記号	名称	備考
☑	テレビ機器収納箱 SUS製	姿図参照
⊙	直列ユニット (中間)	4K8K対応品
⊙	直列ユニット (端末)	4K8K対応品
—S5C—	EM-S-5C-FB (PF16)	



- 機器収納箱特記事項
 1. 形状寸法等は、参考とし現場収まりにより調整する事。
 2. 機器収納箱は、内部フィルター付通気口を設ける事。
 3. 機器収納箱内部に、露出コンセント及び絶縁セパレーターの取付を行う事



電話設備 (A棟) 系統図

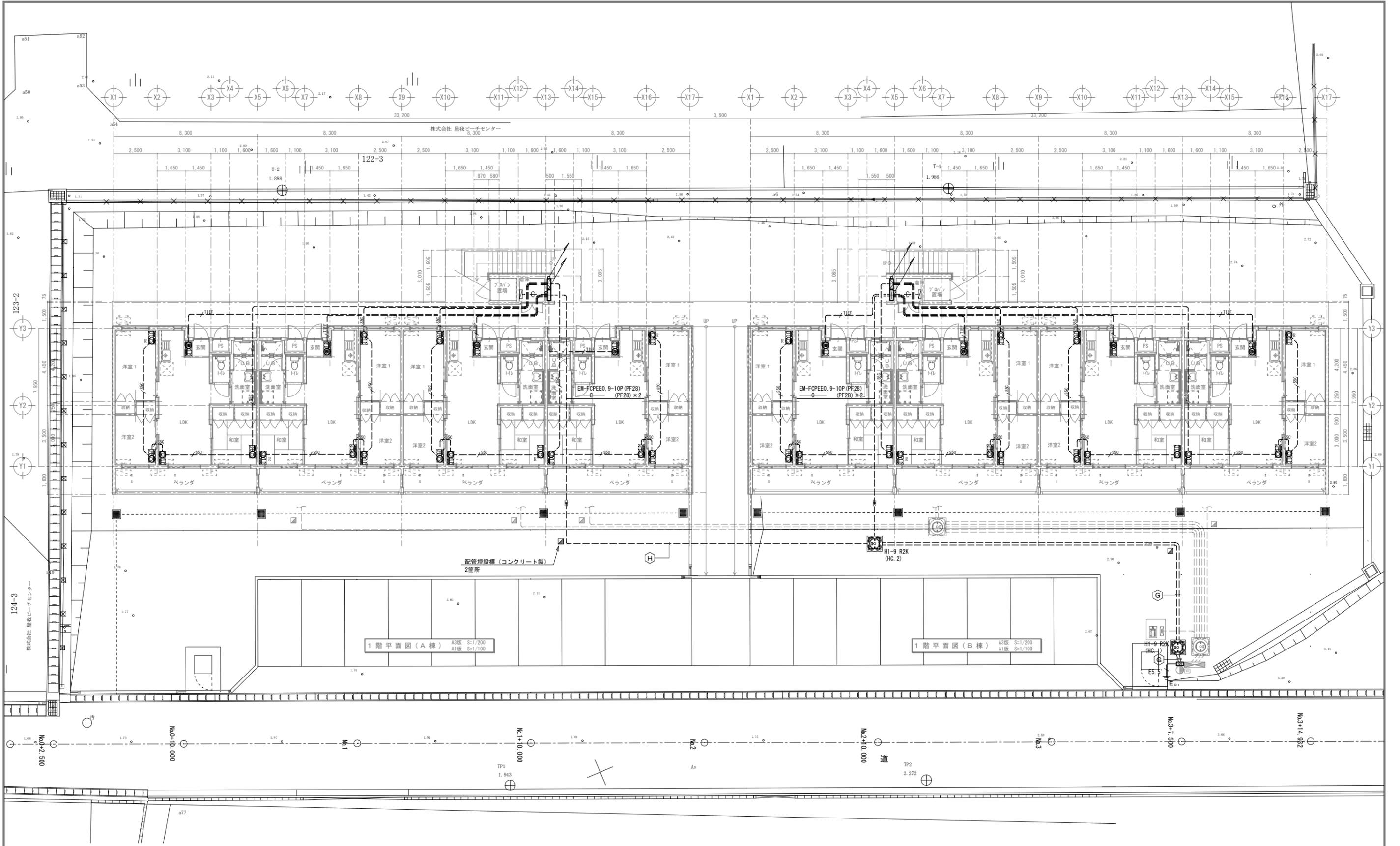
電話設備 (B棟) 系統図

端子箱 参考姿図

- 端子箱特記事項
 1. 形状寸法等は、参考とし現場収まりにより調整する事。
 2. 端子箱内部は、木板ベース (t=15mm以上) とする。
 3. 各端子箱に端子台の取付を行い、端子箱内に接続表を添付する事。
 4. 各端子箱内に光成端箱取付スペースを見込む事。

記号	名称	備考
☑	電話保安器収納箱 (20P)	引込柱に取付
☑	電話端子箱 (自立型)	姿図参照
⊙	埋込型モジュラージャック	配線器具姿図参照
—TIEF—	EM-TIEF0.65-2C (PF22)	各住戸引込用

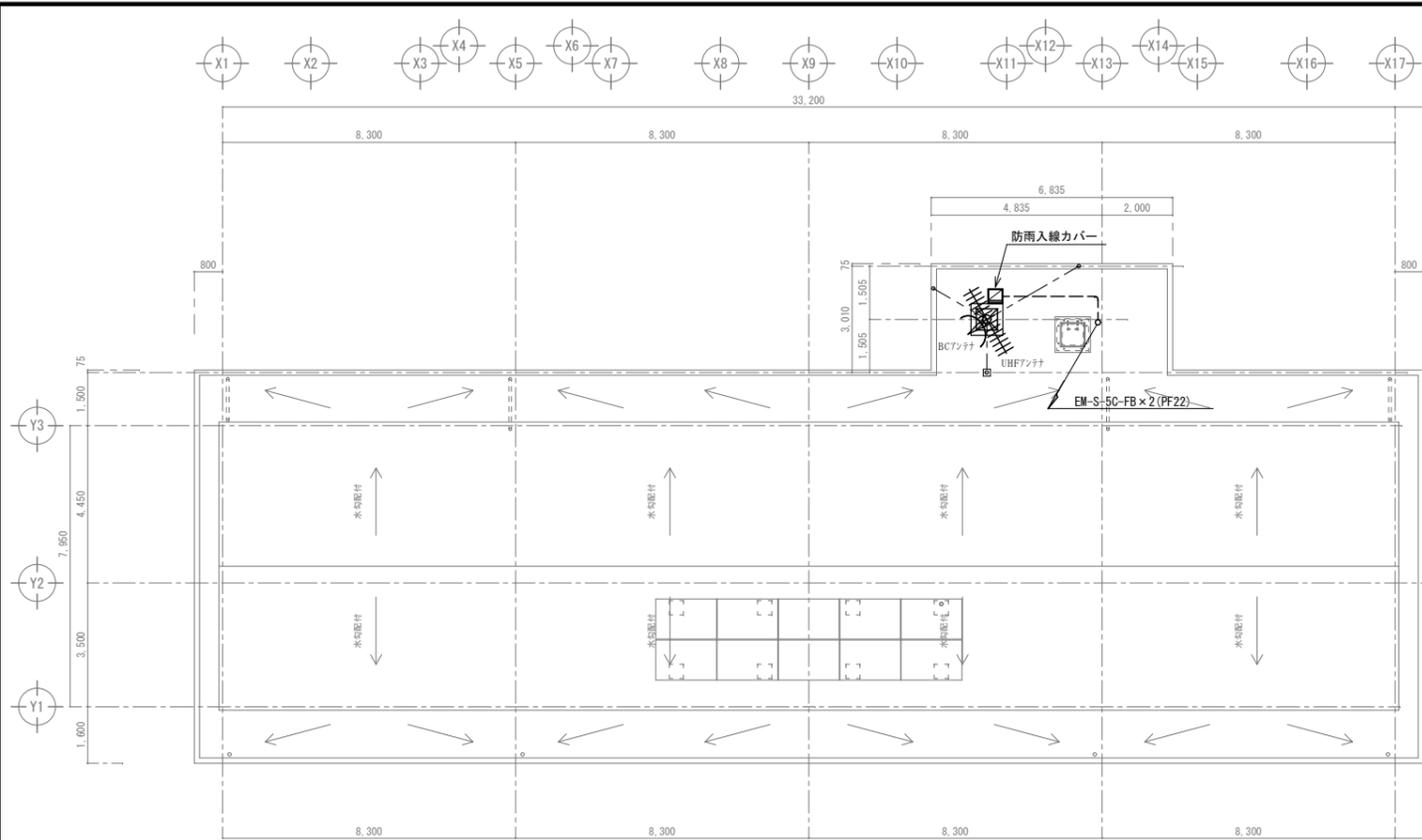
工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	テレビ共同受信・電話設備 系統図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	No SCALE
概要		図面番号	E-16
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	有限会社ナカネ設計	
	登録番号	1級建築士登録 (大抵) 第266099号	
所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 宇屋我地内 1-10 TEL 0980-52-2797		



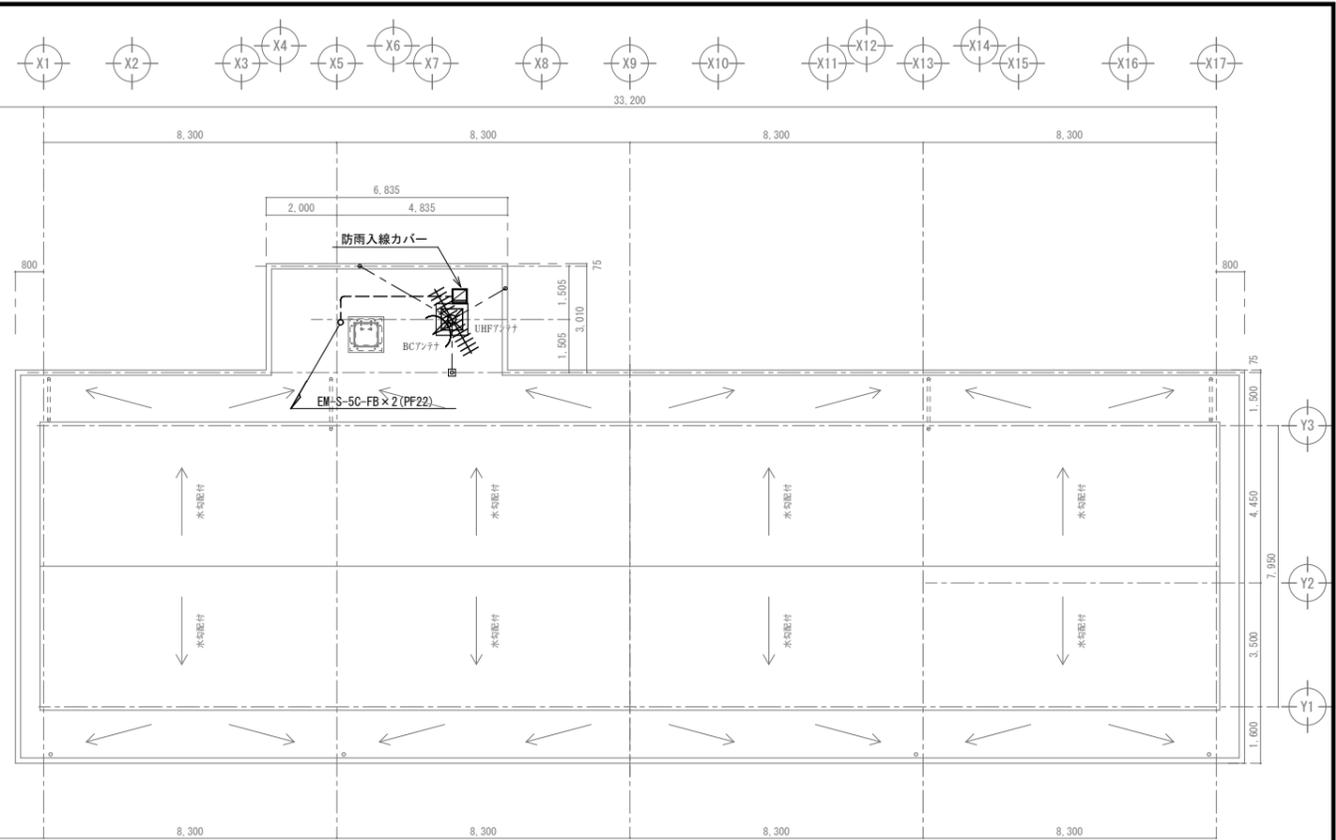
注記)
 ・コンクリート躯体部分で配管が、集中する箇所(各種壁付近)は、溶接金網(φ6.0×100×100)の設置を行い、補強を行うこと

記号	配線種別	配管種別	備考
G	EM-FCPEE0. 9-10P	(FEP30) x 2	電話引込用
	C	(FEP30) x 2	光ケーブル引込用
	C	(FEP30) x 2	通信用予備
H	EM-FCPEE0. 9-10P	(FEP30) x 1	電話引込用
	C	(FEP30) x 1	光ケーブル引込用
	C	(FEP30) x 1	通信用予備

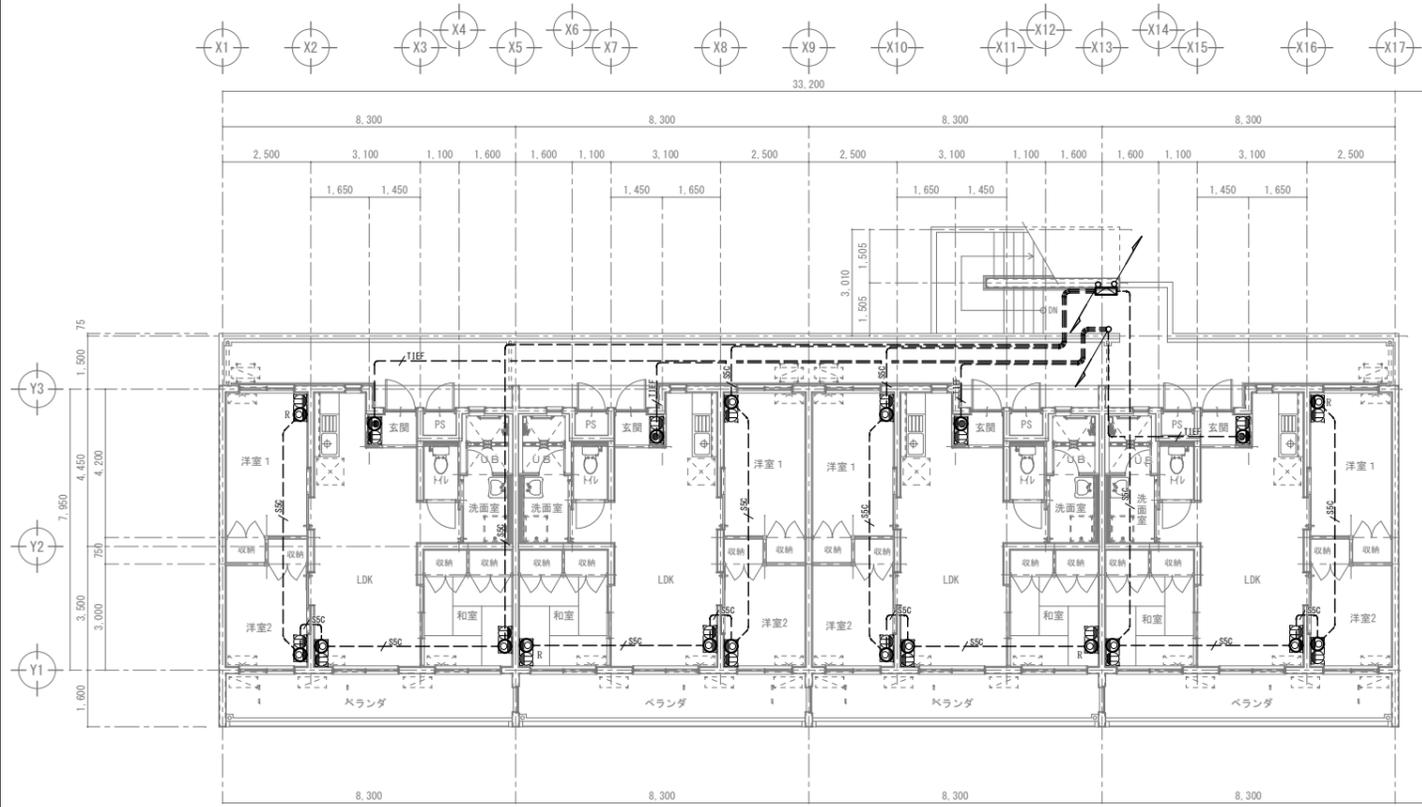
工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	テレビ共同受信・電話設備 1階平面図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	E-17
検印	名称	有限会社カソネ設計	
	資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹	
	登録番号	1級建築士登録 (大建) 第2名 0999号	
所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 1-10 TEL 0986-52-3797		



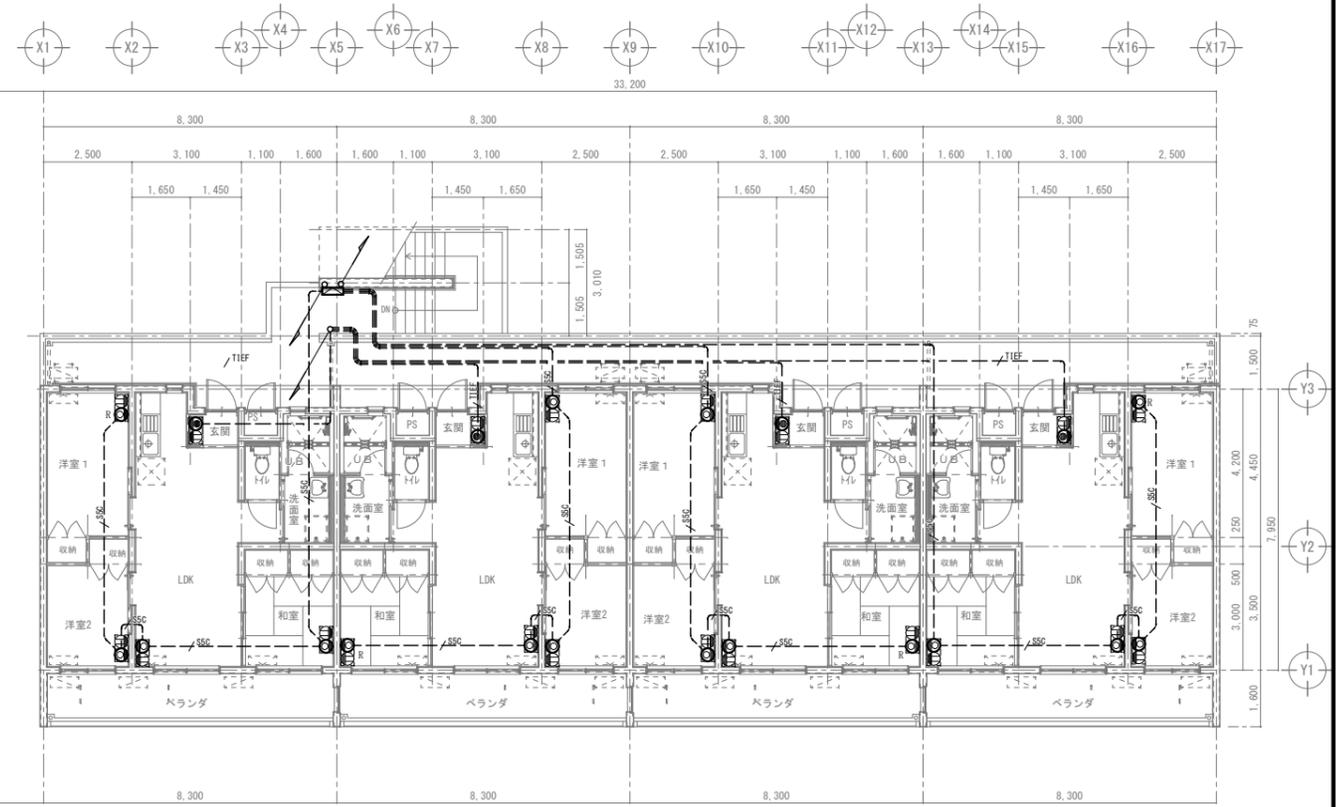
R階平面図 (A棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



R階平面図 (B棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



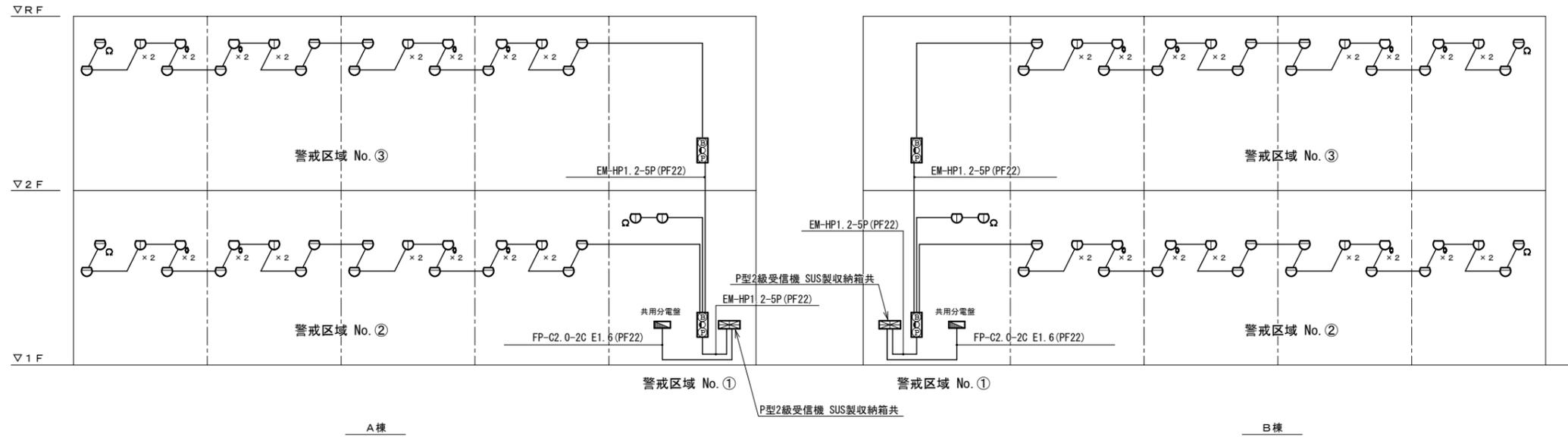
2階平面図 (A棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



2階平面図 (B棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100

注記
 ・コンクリート躯体部分で配管が、集中する箇所（各種盤付近）は、溶接金網（φ6.0×100×100）の設置を行い、補強を行うこと
 ・補強箇所及び補強範囲は、建築構造担当者と協議の上、決定すること

工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	テレビ共同受信・電話設備 2・R階平面図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
概要		図面番号	E-18
設計者	管理建築士 設計 製図	名称	有限会社ナカソ設計
検印		資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大分) 第2号 0909号
		所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 1-10 TEL 0986-52-3797



火災報知設備 系統図

記号	名称	備考
☒	火災受信機 (P型2級)	3回線 防雨型SUS製収納箱共
☒	総合盤 (P型2級 屋外SUS製)	埋込型 ベル・発信機・フラット型表示灯
⊖	差動式スポット型感知器	2種
⊖	定温式スポット型感知器	1種 防水型
⊖	定温式スポット型感知器	特種
●	終端抵抗	
----	配管配線	床いんべい
—	配管配線	天井いんべい
⌘	配管配線立上り引下げ	
⊙	警戒区域番号	火災表示用

特記なき配管配線は、下記による

- : EM-AE0. 9-2C (PF16)
- : EM-AE0. 9-4C (PF16)
- : EM-HP1. 2-2C (PF16)

☒ 火災受信機 (P型2級3回線)

※形状寸法は、参考とし納入機器に合せること。

受信機保護扉	本体: ステンレス製 (t1.5) 扉: ステンレス製: (t1.5)
点検用意	強化ガラス又は網入りガラス
色	メラミン焼付塗装指定色
その他	点検窓から系統表示板の確認を行える様に貼付けを行うこと 鍵形状は、監督職員及び所轄消防と調整を行うこと

☒ 総合盤 (P型2級 屋外SUS製 埋込型)

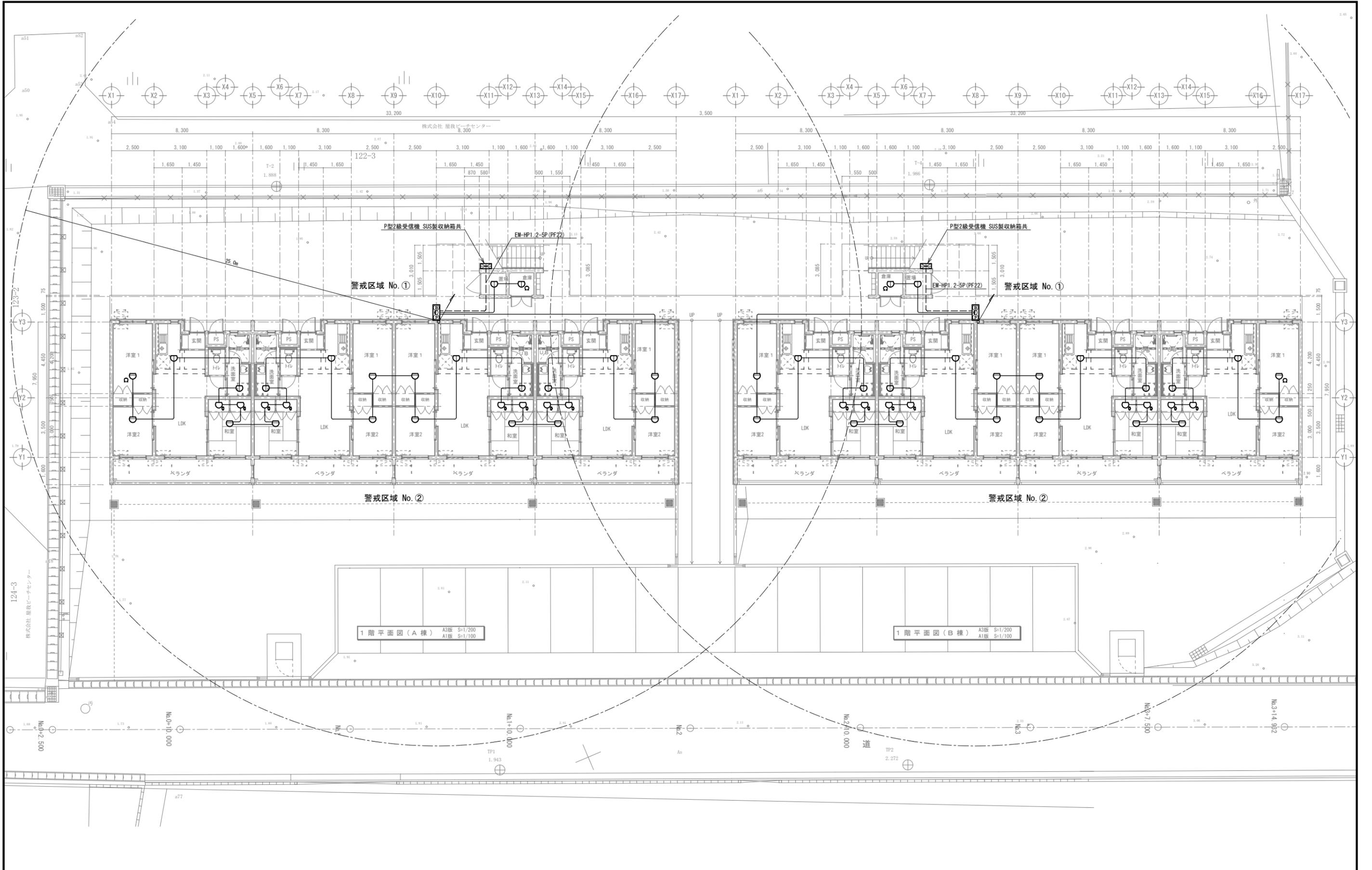
縦型 屋外SUS製

0.8mm以上1.5mm以下

防雨型 発信機・フラット型表示灯

ベル	定格: DC24V 10mA 音圧: 90db以上 (前方1mにて)
発信器	定格: DC30V 3A
表示灯	LED: DC/AC 2.4V 9mA
使用周囲温度	-20°C ~ +50°C
ボックス	埋込み SUS製

工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	火災報知設備 系統図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	No SCALE
概要	管理建築士 設計 製図	図面番号	E-19
		名称	有限会社ナカネ設計
検印	管理建築士 設計 製図	資格者氏名	管理建築士 神宗 徹
		登録番号	1級建築士登録 (大建) 第266099号
		所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 宇屋我地内 1-19 TEL 0980-52-2797



1階平面図 (A棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100

1階平面図 (B棟) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100

工事名称	やが市営住宅建替電気設備工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋我地内	図面名称	火災報知設備 1階平面図
発注機関	名護市役所 建設部 建築住宅課	縮尺	A1版 S=1:100 A3版 S=1:200
概要		図面番号	E-20
検印	管理建築士	設計	製図
名称	有限会社ナカソネ設計		
資格者氏名	管理建築士 仲宗根 徹		
登録番号	1級建築士登録 (大抵) 第266099号		
所在地	沖縄県名護市宇屋我地内 4番7-1号 TEL 0986-52-3797		